

宮古市地域防災計画  
地震・津波災害対策編



# 地震・津波災害対策編 目次

<b>第1章 総則 .....</b>	<b>1</b>
第1節 計画の目的 .....	1
第2節 市民の責務 .....	2
第3節 法令に基づく他の計画との関係 .....	2
第4節 災害時における個人情報の取扱い .....	2
第5節 宮古市防災会議 .....	3
第1 所掌事務 .....	3
第2 組織 .....	3
第3 防災会議の招集 .....	3
第6節 防災機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱 .....	4
第1 防災関係機関の責務 .....	4
第2 防災関係機関の業務の大綱 .....	5
第7節 宮古市の概況 .....	10
第1 位置と地勢 .....	10
第2 面積 .....	10
第3 人口 .....	10
第8節 東日本大震災の状況・被害の概要 .....	11
第9節 前提とする地震・津波災害 .....	14
<b>第2章 災害予防計画 .....</b>	<b>15</b>
第1節 防災知識普及計画 .....	15
第1 基本方針 .....	15
第2 防災知識の普及 .....	15
第3 宮古市総合防災ハザードマップの更新 .....	18
第2節 消防団の強化・地域防災活動活性化計画 .....	19
第1 基本方針 .....	19
第2 消防団の強化 .....	19
第3 自主防災組織等の育成強化 .....	19
第4 住民等による地区内の防災活動の推進 .....	19
第3節 防災訓練計画 .....	20

第1	基本方針	20
第2	防災訓練の実施	20
第4節	避難対策計画	23
第1	基本方針	23
第2	避難計画の作成	23
第3	避難場所等の整備等	27
第4	避難所の運営体制等の整備	29
第5	避難行動要支援者の名簿	29
第6	津波避難に関する広報	29
第7	避難訓練の実施	30
第8	津波に対する市民の予防措置	30
第5節	通信確保計画	32
第1	基本方針	32
第2	市防災行政無線の整備	32
第3	通信施設の多重化	32
第4	その他の通信施設	32
第5	災害時優先電話の指定	32
第6	通信運用マニュアルの作成等	33
第6節	要配慮者の安全確保計画	34
第1	基本方針	34
第2	避難行動要支援者の実態把握	34
第3	災害情報等の伝達体制の整備	34
第4	避難誘導	34
第5	避難生活	34
第6	社会福祉施設等の安全確保対策	34
第7	外国人の安全確保対策	34
第7節	食料・生活必需品等の備蓄計画	35
第1	基本方針	35
第2	備蓄目標	35
第3	備蓄計画	35
第8節	孤立化対策計画	36
第1	基本方針	36
第2	孤立化想定地域への対策の推進	36
第9節	防災施設等整備計画	37
第1	基本方針	37

第2 防災拠点施設等の整備 .....	37
第3 消防施設の整備 .....	37
第4 災害対策用資機材等の整備 .....	37
第10節 都市防災計画 .....	38
第1 基本方針 .....	38
第2 建築物の耐震性向上等の促進 .....	38
第3 建築物の不燃化の促進 .....	39
第4 防災空間の確保 .....	40
第5 市街地再開発事業等による都市整備 .....	40
第6 津波防災を考慮した土地利用計画 .....	40
第11節 交通施設安全確保計画 .....	41
第1 基本方針 .....	41
第2 道路施設 .....	41
第3 鉄道施設 .....	42
第4 港湾施設、漁港施設 .....	42
第12節 ライフライン施設等安全確保計画 .....	43
第1 基本方針 .....	43
第2 電力施設 .....	43
第3 ガス施設 .....	43
第4 上下水道施設 .....	44
第5 通信施設 .....	45
第13節 危険物施設等安全確保計画 .....	46
第1 基本方針 .....	46
第2 石油類等危険物 .....	46
第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策 .....	46
第4 毒物、劇物災害予防対策 .....	46
第5 放射線災害予防対策 .....	46
第14節 津波災害予防計画 .....	47
第1 基本方針 .....	47
第2 予防対策 .....	47
第3 海岸地域の津波防災化 .....	48
第15節 地盤災害予防計画 .....	51
第1 基本方針 .....	51
第2 崩壊危険地の災害防止対策 .....	51
第3 宅地防災対策 .....	51

第4 ため池防災対策 .....	51
第16節 火災予防計画 .....	53
第1 基本方針 .....	53
第2 出火防止、初期消火体制の確立 .....	53
第3 消防力の充実強化 .....	53
第17節 海上災害予防計画 .....	54
第1 基本方針 .....	54
第2 船舶の安全指導等 .....	54
第3 防除体制の強化 .....	54
第4 施設、設備及び資機材の整備・保管 .....	54
第5 津波に対する船舶の予防措置 .....	54
第18節 防災ボランティア育成計画 .....	55
第1 基本方針 .....	55
第2 防災ボランティア・リーダー等の養成 .....	55
第3 防災ボランティアの登録 .....	55
第4 防災ボランティアの受入体制の整備 .....	55
第5 関係団体等の協力 .....	55
第19節 事業継続対策計画 .....	56
第1 基本方針 .....	56
第2 事業継続計画の策定 .....	56
第3 企業等の防災活動の推進 .....	56
<b>第3章 災害応急対策計画 .....</b>	<b>57</b>
第1節 活動体制計画 .....	57
第1 基本方針 .....	57
第2 市の活動体制 .....	58
第3 防災関係機関の活動体制 .....	64
第2節 職員の動員計画 .....	74
第1 基本方針 .....	74
第2 配備体制 .....	74
第3 動員体制の整備 .....	74
第3節 津波警報・地震情報等の伝達計画 .....	77
第1 基本方針 .....	77
第2 実施機関 .....	77
第3 実施要領 .....	77

第4節 通信情報計画.....	91
第1 基本方針 .....	91
第2 実施要領.....	91
第5節 情報の収集・伝達計画 .....	92
第1 基本方針.....	92
第2 実施機関.....	92
第3 実施要領.....	92
第6節 広報広聴計画.....	95
第1 基本方針.....	95
第2 実施機関.....	95
第3 実施要領.....	97
第7節 交通確保・輸送計画 .....	99
第1 基本方針 .....	99
第2 実施機関.....	99
第3 交通確保 .....	99
第4 緊急輸送.....	100
第8節 消防活動計画.....	101
第1 基本方針.....	101
第2 実施機関.....	101
第3 実施要領.....	101
第9節 津波・浸水対策計画 .....	103
第1 基本方針.....	103
第2 実施機関.....	103
第3 実施要領.....	103
第10節 相互応援協力計画 .....	106
第1 基本方針.....	106
第2 実施機関.....	106
第3 実施要領.....	106
第11節 自衛隊災害派遣要請計画 .....	107
第1 基本方針.....	107
第2 実施機関.....	107
第3 実施要領.....	107
第12節 防災ボランティア活動計画 .....	108
第1 基本方針.....	108
第2 実施機関.....	108

第3 実施要領.....	108
第13節 義援物資、義援金の受付・配分計画.....	109
第1 基本方針.....	109
第2 実施機関.....	109
第3 実施要領.....	109
第14節 災害救助法の適用計画 .....	110
第1 基本方針.....	110
第2 実施機関.....	110
第3 実施要領.....	110
第4 救助の種類、程度、期間等 .....	110
第15節 避難・救出計画.....	111
第1 基本方針.....	111
第2 実施機関.....	111
第3 実施要領.....	111
第16節 医療・保健計画.....	118
第1 基本方針.....	118
第2 実施機関.....	118
第3 初動医療体制.....	119
第4 後方医療活動.....	119
第5 傷病者の搬送体制 .....	119
第6 個別疾患への対応体制 .....	120
第7 健康管理活動の実施 .....	120
第8 災害救助法が適用された場合の医療、助産 .....	120
第9 愛玩動物の救護対策 .....	120
第17節 食料・生活必需品等供給計画 .....	121
第1 基本方針.....	121
第2 実施機関.....	121
第3 実施要領.....	121
第18節 給水計画 .....	122
第1 基本方針.....	122
第2 実施機関.....	122
第3 実施要領.....	122
第19節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画.....	123
第1 基本方針.....	123
第2 実施機関.....	123

第3 実施要領.....	123
第20節 感染症予防計画.....	124
第1 基本方針.....	124
第2 実施機関.....	124
第3 実施要領.....	124
第21節 廃棄物処理・障害物除去計画 .....	125
第1 基本方針.....	125
第2 実施機関.....	125
第3 実施要領.....	125
第22節 行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画 .....	126
第1 基本方針.....	126
第2 実施機関.....	126
第3 実施要領.....	126
第23節 応急対策要員確保計画 .....	127
第1 基本方針.....	127
第2 実施機関.....	127
第3 実施要領.....	127
第24節 文教対策計画 .....	128
第1 基本方針.....	128
第2 実施機関.....	128
第3 実施要領.....	128
第25節 公共土木施設応急対策計画 .....	129
第1 基本方針.....	129
第2 実施機関.....	129
第3 実施要領.....	129
第26節 ライフライン施設応急対策計画 .....	130
第1 基本方針.....	130
第2 実施機関.....	130
第3 実施要領.....	130
第27節 危険物施設等応急対策計画 .....	132
第1 基本方針.....	132
第2 石油類等危険物 .....	132
第3 火薬類 .....	132
第4 高圧ガス .....	132
第5 毒物・劇物 .....	132

第28節 防災ヘリコプター応援要請計画	133
第1 基本方針	133
第2 実施機関	133
第3 実施要領	133
<b>第4章 災害復旧・復興計画</b>	<b>134</b>
第1節 公共施設の災害復旧計画	134
第1 基本方針	134
第2 災害復旧事業計画	134
第3 激甚災害の指定	134
第4 緊急災害査定の促進	134
第5 緊急融資等の確保	134
第2節 生活の安定確保計画	135
第1 基本方針	135
第2 担当課	135
第3 生活相談	135
第4 被災者台帳の作成	135
第5 罹災証明の交付	135
第6 住宅金融支援機構融資のあっせん	135
第7 農林漁業制度金融の確保	135
第8 中小企業融資の確保	135
第9 り災者の恒久的生活の確保	136
第3節 復興計画の作成	137
第1 基本方針	137
第2 復興方針・計画の作成	137
第3 復興事業の実施	137
第4 災害記録編纂計画	137
<b>第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</b>	<b>138</b>
第1節 総則	138
第1 推進計画の目的	138
第2 推進地域	138
第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	138
第2節 災害対策本部等の設置等	139
第1 災害対策本部等の設置	139

第2 災害対策本部等の組織及び運営 .....	139
第3 市の職員の動員配備体制.....	139
第3節 地震発生時の応急対策等 .....	140
第1 地震発生時の応急対策 .....	140
第2 資機材、人員等の配備手配 .....	141
第3 他機関に対する応援要請 .....	142
第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	143
第1 津波からの防護のための施設の整備等 .....	143
第2 津波に関する情報の伝達.....	143
第3 避難対策等 .....	143
第4 消防機関等の活動 .....	145
第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係 .....	145
第6 交通対策 .....	146
第7 市が管理又は運営する施設に関する対策 .....	147
第8 迅速な救助 .....	148
第5節 関係者との連携協力の確保に関する計画 .....	149
第1 資機材、人員等の配備手配 .....	149
第2 物資の備蓄・調達 .....	149
第6節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する計画 .....	150
第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等 .....	150
第2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知 .....	150
第3 災害応急対策をとるべき期間等 .....	150
第4 市町村の取るべき措置 .....	150
第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 .....	151
第1 整備すべき施設 .....	151
第2 整備方針 .....	151
第8節 防災訓練計画 .....	152
第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 .....	153

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

この計画は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき宮古市防災会議が作成する計画であって、市及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等の各防災関係機関が、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

なお、この計画は、本市における過去の地震・津波災害の発生状況、平成23年3月11日の東日本大震災津波等の大規模な地震災害が発生している状況等、近年における次の状況等を踏まえ、東日本大震災津波並びに過去の最大クラスの地震及び津波及び家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱以上の陸地を震源地とする大規模な地震にも対応できる体制の整備を図りつつ、併せて、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、市域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

## 第2節 市民の責務

市民は、宮古市地域防災計画により、防災上の責務とされている事項については誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努める。

また、将来の災害に適切に対処するため、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、要配慮者等への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、みんなで防災に取り組むものとする。

## 第3節 法令に基づく他の計画との関係

この計画は、宮古市地域に係る防災対策として、総合的、かつ、基本的な性格を有するものであって、指定行政機関等の長が作成する防災業務計画又は岩手県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

〔資料編 1-1-3-1：災害対策基本法（抄）〕

〔資料編 1-1-3-2：災害救助法（抄）〕

〔資料編 1-1-3-3：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る  
地震防災対策の推進に関する特別措置法〕

## 第4節 災害時における個人情報の取扱い

市は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、条例等の規定に従って、あらかじめ必要な取扱いを定めるよう努める。

## 第5節 宮古市防災会議

### 第1 所掌事務

宮古市防災会議の所掌事務は、次のとおりである。

- 1 宮古市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- 2 宮古市水防計画を調査審議すること。
- 3 市域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 4 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

〔資料編 1-1-5-1：宮古市防災会議条例〕

〔資料編 1-1-5-2：宮古市防災会議規則〕

〔資料編 1-1-5-3：宮古市防災会議の構成〕

### 第2 組織

宮古市防災会議は、会長である宮古市長及び資料編 1-1-5-3 に掲げる委員をもって組織する。

### 第3 防災会議の招集

防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行う。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

## 第6節 防災機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

市及び広域行政組合は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。また、大規模地震について国が定める地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努める。

市域に係る地震防災に關し、市域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、次の通りである。

〔資料編 1-1-6-1：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を作成して  
津波に関する防災対策を講すべき者に係る区域〕

### 第1 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

#### 1 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。また、大規模地震について国が定める減災目標等を踏まえた地域目標の策定に努める。

#### 2 市及び広域行政組合

市及び広域行政組合は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。また、大規模地震について国が定める減災目標等を踏まえた地域目標の策定に努める。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、支援、協力、指示、指導、助言等を行う。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑

み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

## 第2 防災関係機関の業務の大綱

### 1 県

機 関 名	業 務 の 大 綱
県 (沿岸広域振興局 宮古地域振興センター)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。</li> <li>2 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。</li> <li>3 防災訓練の実施に関すること。</li> <li>4 防災知識の普及及び教育に関すること。</li> <li>5 災害に関する情報の発表、収集、伝達及び広報に関すること。</li> <li>6 自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関すること。</li> <li>7 災害応急対策の実施に関すること。</li> <li>8 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関するこ</li> <li>9 被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。</li> <li>10 医療及び助産救助の実施に関すること。</li> <li>11 医薬品及び医療資機材の確保に関すること。</li> <li>12 被災地域の防疫業務の実施に関すること。</li> <li>13 市町村その他の防災関係機関の災害対策の総合調整に関すること。</li> </ol>
県立宮古病院	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 収容患者に対する災害時の避難体制の確保</li> <li>2 災害時における負傷者等の収容保護及び医療救護</li> </ol>

### 2 市及び広域行政組合

機 関 名	業 務 の 大 綱
市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。</li> <li>2 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。</li> <li>3 防災訓練の実施に関すること。</li> <li>4 防災知識の普及及び教育に関すること。</li> <li>5 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。</li> <li>6 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関すること。</li> <li>7 災害予防・応急対策の実施に関すること。</li> <li>8 被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。</li> </ol>
宮古地区広域行政組合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防業務に関すること。</li> <li>2 救急救助業務に関すること。</li> <li>3 ごみ処理及びし尿処理に関すること。</li> <li>4 災害予防・応急対策の実施協力に関すること。</li> </ol>

## 3 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
東北管区警察局 (岩手県警察本部、宮古警察署)	<p>1 災害状況の把握及び報告連絡等に関すること。</p> <p>2 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。</p> <p>3 防災関係職員の派遣に関すること。</p> <p>4 緊急時の住民等の避難誘導及び救助に関すること。</p> <p>5 被災地の秩序維持に関すること。</p> <p>6 沈没品及び漂流物に関すること。</p> <p>7 交通規制に関すること。</p> <p>8 関係機関との連絡調整に関すること。</p>
東北財務局	<p>1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。</p> <p>2 地方公共団体内の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資に関すること。</p> <p>3 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。</p> <p>4 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関すること。</p> <p>5 東北財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関するこ</p>
東北厚生局	<p>1 災害状況の情報収集、通報に関すること。</p> <p>2 関係職員の派遣に関すること。</p> <p>3 関係機関との連絡調整に関すること。</p>
東北農政局	<p>1 国土保全事業の推進に関すること。</p> <p>2 営農指導方針の樹立及び技術指導に関すること。</p> <p>3 種苗その他営農資材の確保に関すること。</p> <p>4 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の実施及び指導に関すること。</p> <p>5 災害資金の融通に関すること。</p> <p>6 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関するこ</p>
東北森林管理局 (三陸北部森林管理署)	<p>1 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関すること。</p> <p>2 山火事防止対策に関すること。</p> <p>3 災害復旧用材の供給に関すること。</p>
東北経済産業局	<p>1 工業用水道の応急復旧に関するこ</p> <p>2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関するこ</p> <p>3 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関するこ</p>
関東東北産業保安監督部 (東北支部)	<p>1 電気、高圧ガス、火薬類等の保安対策に関するこ</p> <p>2 電気、都市ガス等の応急復旧対策に関するこ</p> <p>3 鉱山に関する災害の防止に関するこ</p> <p>4 鉱山における災害応急対策に関するこ</p>
東北運輸局 (岩手運輸支局)	<p>1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行及び運航の状況等に関する情報収集及び伝達に関するこ</p> <p>2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関するこ</p> <p>3 運送関係事業者等に対する協力要請及び輸送命令の発動に関するこ</p>
第二管区海上保安本部 (釜石海上保安部、宮古海上保安署)	<p>1 気象予警報等の船舶への周知に関するこ</p> <p>2 海難救助、海上警備、治安維持及び海上交通の安全確保に関するこ</p> <p>3 船舶交通の障害の除去及び海洋汚染、海上災害の防止に関するこ</p>

	4 救援物資、避難者等の海上・航空輸送に関すること。
仙台管区気象台 (盛岡地方気象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報並びに通信施設の整備に関すること。 4 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
東北総合通信局	1 通信の確保に必要な措置に関すること。 2 通信システムの被害状況等の把握に関すること。 3 関係業界団体の協力のもと通信機器の供給の確保に関すること。 4 ララート(災害情報共有システム)の普及・促進に関すること。 5 非常通信協議会の指導育成に関すること。
岩手労働局 (宮古労働基準監督署)	1 事業場における労働災害の防止に関すること。 2 被災労働者の救済に関すること。 3 被災労働者の就労斡旋等に関すること。 4 復旧・復興工事における労働災害の防止に関すること。
東北地方整備局 (三陸国道事務所、釜石港湾事務所宮古港出張所)	1 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関すること。 2 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 3 直轄公共土木施設の復旧に関すること。 4 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。 5 道の駅の防災拠点化に関すること。 6 災害対策支援に係る調整に関すること。
東北地方環境事務所	1 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 2 緊急時モニタリングの実施・支援に関すること。 3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく検査・指示に関すること。 4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。 5 愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施に関すること。
東北防衛局	1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。 2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 3 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。
東北地方測量部	1 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。 2 復旧測量等の実施に関すること。

#### 4 自衛隊

機 関 名	業 務 の 大 綱
陸上自衛隊岩手駐屯部隊 航空自衛隊山田分屯基地	災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること。

## 5 指定公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
日本銀行盛岡事務所	1 災害時における通貨の供給確保に関すること。 2 災害時における非常金融措置の指導に関すること。
日本赤十字社岩手県支部	1 災害時における医療救護に関すること。 2 災害時における血液の確保供給に関すること。 3 救援物資の配分に関すること。 4 義援金の受付に関すること。 5 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。
日本放送協会盛岡放送局	1 気象予警報等の放送に関すること。 2 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 3 県知事及び市長からの要請に基づく災害放送に関すること。 4 防災知識の普及啓発に関すること。
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社 日本貨物鉄道(株)東北支社	1 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 2 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
東日本電信電話(株)岩手支店 ヌ・ティ・テイ・コミュニケーションズ(株) (株)N T T ドコモ K D D I (株) ソフトバンク(株)	1 電気通信施設の整備及び災害防止に関すること。 2 災害時における通信の確保に関すること。 3 電気通信設備の復旧に関すること。
ヤマト運輸(株)宮古 営業所	1 災害時における車両による緊急輸送に関すること。 2 緊急及び代行輸送体制の確立並びに貨物の損害防止に関すること。
東北電力ネットワーク (株)宮古電力センター	1 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 2 災害時における電力供給に関すること。 3 電力施設の災害復旧に関すること。
日本郵便(株) 宮古郵便局	1 災害時における郵便業務運営の確保に関すること。 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
(一社)岩手県建設業協会宮古支部	1 災害時における道路啓開及び除雪に関すること。 2 公共土木施設等の災害応急対策に関すること。

## 6 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	1 気象予報・警報等の放送に関すること。 2 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 3 県知事及び市長からの要請に基づく災害放送に関すること。 4 防災知識の普及啓発に関すること。
(公社)岩手県トラック協会 (公社)岩手県バス協会 岩手県北自動車(株) 宮古営業所	災害時における車両による緊急輸送に関すること。
三陸鉄道(株)	1 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。

	2 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
(一社)岩手県高圧ガス 保安協会 宮 古 支 部	1 ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 2 災害時におけるガス供給に関すること。 3 ガス施設の災害復旧に関すること。
(一社)岩手県医師会 (一社)宮古医師会 (一社)岩手県歯科医師会 宮古歯科医師会	1 医療救護又は歯科医療救護に関すること。 2 遺体の検視、検案、身元確認及び処理に関する協力に関すること。
(一社)岩手県薬剤師会 宮古薬剤師会	1 医療救護に関すること。 2 災害時における医薬品の供給及び管理に関すること。
(公社)岩手県栄養士会	災害時における栄養管理に関すること。
(公社)岩手県看護協会	医療救護活動及び保健衛生に関すること。
社会福祉法人 宮古市社会福祉協議会	1 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。 2 岩手県災害派遣福祉チームの派遣調整に関すること。
(一社)岩手県獣医師会 (一社)岩手県獣医師会宮古市 会	災害時における愛玩動物の応急治療及び保護・管理に関すること。

## 7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	業 務 の 大 綱
農業協同組合 漁業協同組合 森林組合等	1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 2 農林水産関係に係る県及び市が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。 3 被災農林漁家に対する融資及び融資のあっせんに関すること。 4 被災農林漁家に対する種苗その他資材の確保のあっせんに関すること。
商工会議所	1 災害時における物価安定についての協力に関すること。 2 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力に関すること。
一般病院 診療所	1 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関すること。 2 災害時における負傷者等の受入れ及び医療救護に関すること。
一般運送事業者	災害時における緊急輸送に関すること。
一般燃料供給事業者	災害時における緊急通行車両等への燃料の優先的な供給に関すること。
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること。
水門施設の管理者	水門施設の防災上の整備及び管理に関すること。
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 宮古エフエム放送(株)	1 災害状況及び災害対策についての報道に関すること。 2 県知事及び市長からの要請に基づく災害報道に関すること。 3 防災知識の普及啓発に関すること。

## 第7節 宮古市の概況

### 第1 位置と地勢

本市は、岩手県の東端ほぼ中央、本州では最東端に位置している。

東は太平洋に面し、名勝浄土ヶ浜を境に、北は隆起式、南はリアス式の海岸線を形成している。北、西、南の三方は、北上山地より連なる山々に囲まれ、太平洋に注ぐ閉伊川など全域が変化に富んだ地形となっている。

気候は、夏季にヤマセ（濃霧）の影響を受けやすいものの、冬季は比較的温暖で積雪も少ない。一方、山間部では標高が高いことから、夏季は冷涼で、冬季は沿岸部に比べ気温が低く積雪も多い。

### 第2 面 積

本市の面積は 1,259.15km<sup>2</sup>で、岩手県総面積の約 8.2%を占めている。また、特徴として森林の広さがあり、総面積の約 91.8%を占めている。

### 第3 人 口

本市は、平成 17 年 6 月 6 日に宮古市、田老町、新里村の三市町村が合併し、平成 22 年 1 月 1 日には川井村と合併した。国勢調査（2015 年）によると、人口 56,659 人、23,387 世帯である。

## 第8節 東日本大震災の状況・被害の概要

平成23年3月11日午後2時46分頃、三陸沖を震源として発生した「東北地方太平洋沖地震」は、我が国観測史上最大となるマグニチュード9.0を記録し、全国に大きな揺れとともに北海道から東北、関東地方の広い範囲にわたり津波が襲来した。宮古市では、午後3時26分頃に8.5メートル以上の大津波が襲いかかり、死者・行方不明者合わせて517名、全壊家屋5,968棟という、多くの尊い生命と大切な財産を奪い、私たちがかつて経験したことがない未曾有の大災害となった。

ここでは、東日本大震災の主要諸元、宮古市における震災の状況、被害の概要を整理する。

### (1) 地震の状況

発生時刻	平成23年3月11日 午後2時46分頃
震源地	三陸沖 (北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東約130km付近)
震源の深さ	約24km
地震の規模	マグニチュード9.0
震度	震度5強：茂市 震度5弱：五月町、鍬ヶ崎、長沢、田老、川井、門馬田代
警報等の発表	平成23年3月11日（14時49分） 津波警報（大津波）の発令 平成23年3月12日（20時20分） 津波警報（津波）に切替 平成23年3月13日（7時30分） 津波注意報に切替 平成23年3月13日（17時58分） 津波注意報解除

### (2) 地盤沈下の状況

基準点	高さの変化量(m)
①本町 (宮古送水場付近)	-0.44
②磯鶴藤原埠頭 (宮古港くん蒸上屋付近)	-0.5
③津軽石第9地割 (消防団第21分団屯所付近)	-0.33

## (3) 津波の状況

<b>最大波</b>	平成23年3月11日（15時26分）高さ8.5m以上 ※痕跡等から推定した津波の高さ7.3m（盛岡地方気象台発表）
<b>津波遡上高</b>	田老小堀内地区 37.9m（東大地震研究所発表） 重茂姉吉地区 40.5m（東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループ発表）
<b>水ひ門の状況 ※警報発表時</b>	閉鎖水ひ門数 111箇所（宮古地区93箇所、田老地区18箇所）

## (4) 津波浸水域の状況

<b>津波浸水域</b>	10平方キロメートル（国土地理院調べ） ※建物用地・幹線交通用地のうち、21パーセントが浸水
--------------	---

## (5) 組織体制の状況

宮古市災害対策本部設置 平成23年3月11日（14時46分）

宮古市災害対策本部廃止 平成24年8月31日（17時00分）

## (6) 人的被害（平成24年11月6日現在）

<b>死者</b>	517人	うち死者 407人
		うち死亡認定者 110人 ※1
<b>負傷者</b>	33人	
<b>行方不明者</b>	94人	死亡認定者 ※2

※「死者欄」及び「行方不明者欄」の死亡認定者は重複している。※1と※2の差16人は、死亡認定の届出後に遺体またはDNA鑑定で行方不明者本人と特定された方の人数である。

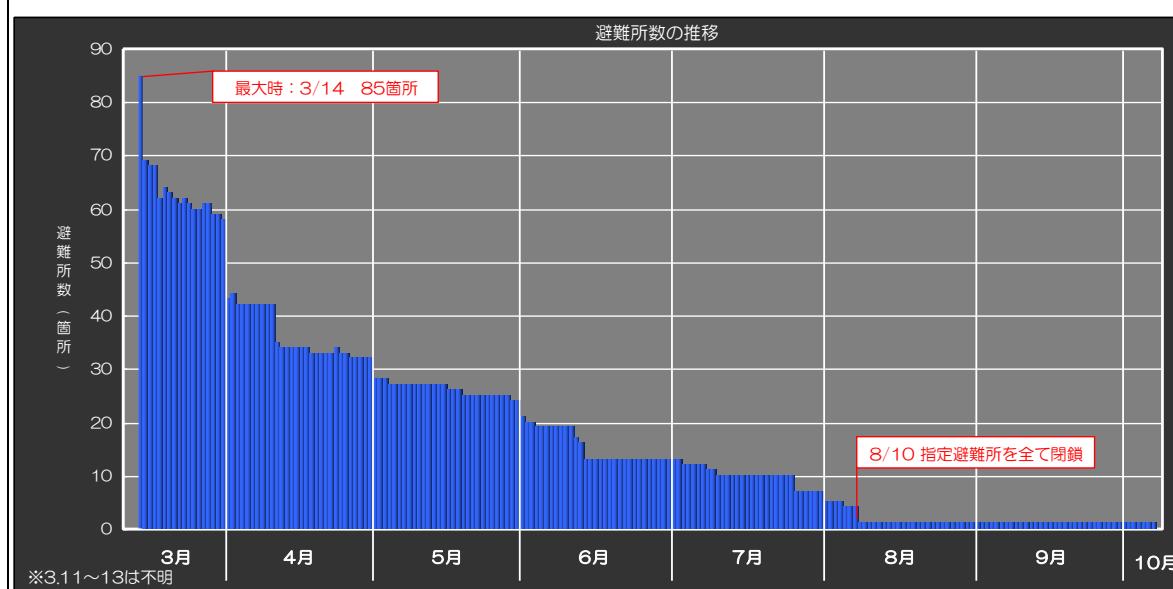
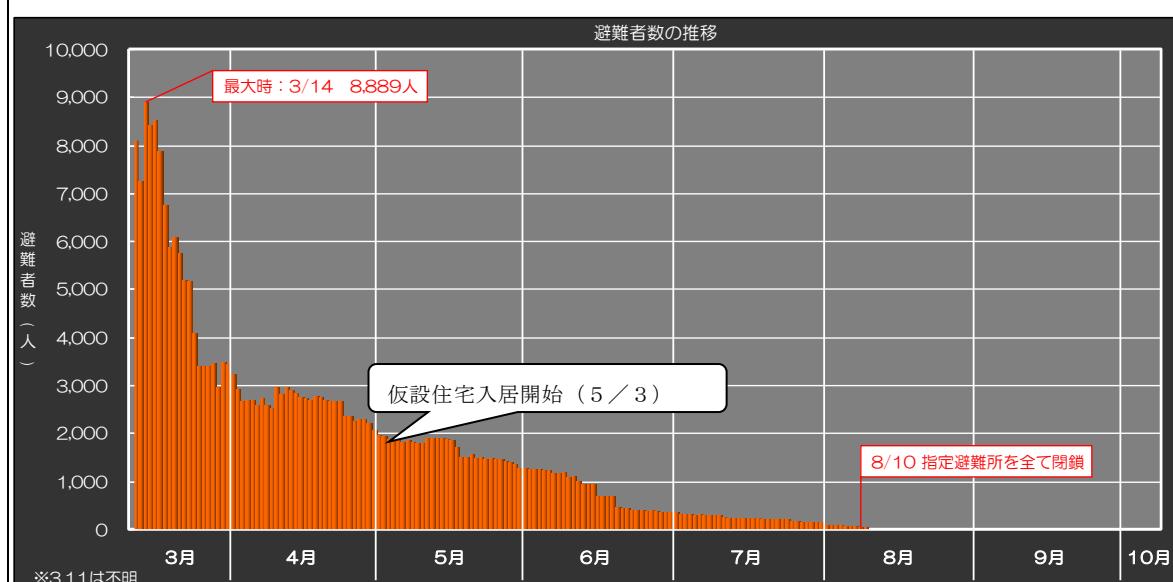
## (7) 住家等被害（平成24年8月31日現在）

地区	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	計
宮古地区	1,884	993	845	401	4,123
鋸ヶ崎地区	1,014	27	25	46	1,112
崎山地区	130	8	11	34	183
花輪地区			4	17	21
津軽石地区	1,010	244	201	73	1,528
重茂地区	376	15	9	14	414
田老地区	1,550	48	77	16	1,691
新里・川井地区	4	0	2	10	16
<b>計</b>	<b>5,968</b>	<b>1,335</b>	<b>1,174</b>	<b>611</b>	<b>9,088</b>

## (8) 避難の状況

避難指示発令	平成 23 年 3 月 11 日 14 時 49 分
避難指示解除	平成 23 年 3 月 13 日 17 時 58 分
避難指示対象	5, 277 世帯 (12, 842 人)
避難者数	【最大時】85箇所、8,889人
避難者対応	食事提供、炊き出し（一部避難所）、給水提供、毛布提供、日用品等提供、仮設トイレ設置（一部避難所）、入浴支援（一部避難所）、医療提供（医療チーム・宮古医師会）、衛星携帯電話等設置（一部避難所）など

避難者数及び避難所数の推移



## 第9節 前提とする地震・津波災害

東日本大震災は、従前の国・県等による被害想定をはるかに超える結果となった。このことを踏まえ、県では、その要因の調査分析並びに新たな被害想定の実施及びそれに基づく減災目標の策定を進めているところである。

本市においては、県等の新たな被害想定が発表されるまでの当面の防災対策について、地震、津波の規模が想定よりも大きい可能性も十分に視野に入れて、平成23年東北地方太平洋沖地震及び過去の最大クラスの海溝型の地震・津波並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の津波浸水想定を前提とする。

なお、津波のみならず、地震の強い揺れによる災害についても、過去の災害履歴等に基づき、家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱及び河川沿いの低地等では震度6強程度となるような、市域の直下を震源地とする大規模な地震が発生することを前提として、災害に対する予防及び対策を構築するものとする。

また、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震（※）や遠地地震（※）、火山噴火等による津波（※）に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波地震及び遠地地震及び火山噴火等による潮位変化を想定した避難指示等の発令体制などの避難に関する対策も検討する。

※ 津波地震とは、地震の揺れから通常想定されるより相当程度大きい津波を引き起こす地震のこと。

1896年（明治29年）6月15日の明治三陸地震津波では、地震の揺れは震度3程度と小さかったが、沿岸部を巨大な津波が襲い、多くの犠牲者が出了た。

※ 遠地地震による津波とは、その地点で地震の揺れを感じないような遠方での地震による津波のこと。1960年（昭和35年）5月24日に本市沿岸部等を襲ったチリ地震津波がその代表例。

※ 火山噴火等による津波とは、火山噴火による気圧波や山体崩壊等の火山現象による津波のこと。2022年（令和4年）1月16日に本県に津波警報が発表されたトンガ諸島付近のフンガ・トンガ・フンガ・ハアパイ火山の大規模噴火に伴う潮位変化がその代表例。

なお、本計画においては、津波対策を構築するにあたっては、基本的に次の2つのレベルの津波を想定する。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波

〔資料1-1-9-1：過去の主な災害記録〕

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災知識普及計画

#### 第1 基本方針

市及びその他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く市民に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT 等）の視点にも配慮することに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

#### 第2 防災知識の普及

##### 【危機管理課】

###### 1 防災知識普及計画の作成

防災関係機関は、その所掌する防災業務に関する事項について、防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

###### 2 職員に対する防災教育

(1) 防災関係機関は、職員に対し、震災時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。

(2) 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。

- ① 震災対策関連法令
- ② 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- ③ 震災に関する基礎知識
- ④ 土木、建築、その他震災対策に必要な技術
- ⑤ 市民に対する防災知識の普及方法
- ⑥ 震災時における業務分担の確認
- ⑦ 東日本大震災の反省、教訓

###### 3 市民に対する防災知識の普及

(1) 市は、被害の防止、軽減の観点から、市民が、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断でタイミングを逸すことなく適切な避難行動をとること、及び早期避難の重要性を市民に周知し、市民の理解と協力を得るものとする。

- (2) 防災関係機関は、市民の防災に対する意識の高揚を図り、震災時において、市民一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して防災知識の普及徹底に努める。
- ① 広報誌、ホームページの活用
  - ② 講演会等の開催
  - ③ 自主防災活動に対する指導
  - ④ 防災関係資料の作成、配布
  - ⑤ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
  - ⑥ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映、貸出し
  - ⑦ 起震車等による災害の擬似体験
  - ⑧ 日頃からの地域における話し合い
  - ⑨ 学校等における防災教育
- (3) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。
- ① 地震及び津波に関する基礎知識
  - ② 過去における主な災害事例、東日本大震災における教訓
  - ③ 地域防災計画及び各防災関係機関の防災体制の概要
  - ④ 自主防災組織等の活動に対する理解と協力
  - ⑤ 緊急地震速報、津波警報、避難指示等の意味及び内容
  - ⑥ 早期避難の重要性及び、地震・津波発生時の心得、避難方法
    - ア 普段の生活場所での避難指示等の受信方法を確認する。
    - イ 普段の生活場所での危険箇所や指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館などの避難場所、避難経路等を確認する。
    - ウ 災害時における家族内での「津波でんでんこ」と「決して戻らない」を徹底し、連絡方法や避難の仕方を決めておく。
  - ⑦ 平常時における心得
    - ア 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
    - イ いざというときの対処方法を検討する。
    - ウ 防災訓練等へ積極的に参加する。
    - エ 愛玩動物との同行・同伴避難や指定避難所（グリーピア三陸みやこ等）での飼養の方法を決めておく。
    - オ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。
    - カ 広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を確認する。
  - ⑧ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等

- ⑨ 心肺蘇生法、止血法等の応急処置
  - ⑩ 災害危険箇所に関する知識
  - ⑪ 標高や東日本大震災を踏まえた津波浸水範囲等
  - ⑫ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想され地震動及び津波に関する知識
- (4) 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえたうえで行うようとするなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。
- (5) 市は、東日本大震災の記憶と記録を風化させることなく後世へ伝承し、被災体験や教訓を生かすために、災害映像や写真データ、災害記録関係資料の収集・整理、データ管理、災害の記録集を作成するとともに、市民を含め国内外へ情報発信を行う。
- (6) 市は、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進に努める。

#### 4 児童、生徒等に対する教育

市は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、地震・津波災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。

#### 5 防災学習教育旅行等の促進

市は、過去の災害の教訓を全国・次世代に伝承するため、宮古市観光文化交流協会等が行う、津波遺産を活用した防災学習教育旅行等の誘致を促進する。

#### 6 防災文化の継承

- (1) 市及びその他の防災関係機関は、地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。
- (2) 市及びその他の防災関係機関は、地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、地震・津波災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう公開に努めるとともに、地震・津波災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。
- (3) 住民等は、自ら地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関は、各種資料の活用等により、これを支援する。

#### 7 國際的な情報発信

市及びその他の防災関係機関は、地震・津波災害対応の経験から得られた知見や教訓を、国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

### 第3 宮古市総合防災ハザードマップの更新

#### 【危機管理課】

##### 1 宮古市総合防災ハザードマップの更新

市は、次の事項をまとめた「宮古市総合防災ハザードマップ」を、平成30年3月に更新した。

また、内閣府が令和2年9月に公表した「日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定」に基づく「宮古市総合防災ハザードマップ（被害予測地図）暫定版」を令和4年2月に作成した。

###### (1) 津波

- ① 「岩手県地震・津波シミュレーション及び被害想定調査」（平成16年12月）に基づく、津波で想定される浸水区域
- ② 「東日本大震災津波詳細地図（日本情報地質学会）」による津波浸水範囲
- ③ 内閣府の「日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定」に基づく、浸水区域

###### (2) 洪水

- ① 閉伊川、八木沢川、津軽石川については、岩手県による浸水予想シミュレーションに基づく洪水浸水範囲及び深さ
- ② その他の河川については、岩手県の河川計画資料を参考に、宮古市独自にシミュレーションを行った結果

###### (3) 土砂

- ① 岩手県が作成した「土砂災害警戒区域等指定図」、「土砂災害基礎調査結果公表図」、「土砂災害危険箇所図」

###### (4) 宮古市総合防災ハザードマップの修正

県は、上記の各事項における最新の浸水想定等を設定し、関係市町村長に通知するとともに公表する。

市は、県からの通知を受け、「宮古市総合防災ハザードマップ」の修正を行う。

##### 2 周知及び活用

市は、「宮古市総合防災ハザードマップ」を活用し、市民に対する避難対象地域や避難場所等に関する周知、啓発に努める。

市民は、日頃から自宅の最寄りの避難場所（高台）や避難所（施設）、そこまでの経路について家族や地域で確認し、災害時に適切な行動がとれるよう本ハザードマップを活用する。

## 第2節 消防団の強化・地域防災活動活性化計画

### 第1 基本方針

- 1 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の強化を図る。また、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 市は、「自分達の地域は、自分達で守る」という、市民の自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織及び婦人防火クラブの育成、強化を図る。
- 3 市は、市内の一定の地区内の住民等から宮古市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、宮古市地域防災計画に地区防災計画を定める。

### 第2 消防団の強化

【消防対策課】

【本編・第2章・第2節・第2 参照】

### 第3 自主防災組織等の育成強化

【危機管理課】

【本編・第2章・第2節・第3 参照】

### 第4 住民等による地区内の防災活動の推進

【危機管理課】

【本編・第2章・第2節・第4 参照】

## 第3節 防災訓練計画

### 第1 基本方針

市及びその他の防災関係機関は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の影響が広域にわたることに配慮し、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して、毎年度、計画的に実施する。

- 1 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養
- 2 防災関係機関相互の協力体制の確立
- 3 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

### 第2 防災訓練の実施

#### 【各課】

##### 1 実施方法

- (1) 市は、災害対策基本法に基づき、毎年1回以上、関係防災機関に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で、防災訓練を実施する。
- (2) 市は、訓練結果の事後評価を通して防災対策上の課題を明らかにし、その改善に努める。
- (3) 訓練は、図上訓練又は実地訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とする。
  - ① 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確認、検証するため実施する。
  - ② 実地訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、実地に防災活動に習熟するため実施する。
- (4) 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。

① 通信情報連絡訓練	⑦ 水防訓練	⑬ 交通規制訓練
② 職員非常召集訓練	⑧ 救出・救助訓練	⑭ 避難所運営訓練
③ 自衛隊災害派遣要請訓練	⑨ 医療救護訓練	
④ 避難訓練	⑩ 施設復旧訓練	
⑤ 消防訓練	⑪ 流出油等対策訓練	
⑥ 地震・津波対策訓練	⑫ 緊急物資輸送訓練	

##### 2 実施に当たって留意すべき事項

市は、震災に関する訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるとともに、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うなど、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。また、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施について考慮する。

(1) 主要防災関係機関の参加

防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、管内外の主要防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施する。特に、災害時における自衛隊との連携強化を図るため、自衛隊の参加を得て、自衛隊災害派遣要請訓練及び災害派遣時に実施する救援活動に係る各種の訓練を実施する。

(2) 市民等の参加促進

訓練の実施に当たっては、自主防災組織、NPO・ボランティア団体等、民間企業、非常通信協議会、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかける。市民に対する防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図り、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、市民の積極的な参加を得て実施する。

(3) 広域的な訓練の実施

近隣の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援要請訓練及びこれに基づく各種の訓練を実施する。

(4) 教育機関等における訓練の実施

児童・生徒に対する防災教育の観点から、管内の幼稚園、保育所、小中学校、高等学校等の参加を得て各種の訓練を実施する。

(5) 要配慮者を対象とした訓練の実施

医療施設、福祉施設等における入居者の避難、誘導など、要配慮者を対象とした訓練を地域の自治会・町内会、自主防災組織、消防団等と連携して実施する。

(6) 地域の実情を踏まえた災害想定

訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかかれている地勢的な条件や東日本大震災における地域の状況等過去の災害履歴を考慮し、より実際的な災害想定を行う。

(7) 各種訓練の有機的な連携

有事の際の実際的な対応を想定し、関係機関が合同しての訓練、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。

(8) 訓練災害対策本部の設置

県及び市町村に訓練災害対策本部を設置し、当該本部を中心となって通信情報連絡訓練、職員非常招集訓練等を実施する。

(9) 所有資機材等の活用

訓練の実施に当たっては、自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用する。

3 各訓練項目において留意すべき事項

(1) 通信情報連絡訓練

震災により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、防災行政無線及び衛星携帯電話等を用いた通信訓練を実施すること。

(2) 職員非常招集訓練

震災により通常の交通手段が途絶した場合を想定し、徒歩による非常召集訓練等を実施すること。

(3) 消防訓練

震災により消火栓の使用が不可能となった場合等を想定し、自然水利等を用いた消火訓練を実施すること。

(4) 避難訓練

地震により津波が発生した場合を想定し、市民の避難訓練を実施すること。

(5) 津波訓練

地震により津波が発生した場合を想定し、業務従事者の安全を確保したうえで水門等の閉鎖、海面監視、住民広報等の津波訓練を実施すること。

(6) 救出・救助訓練

震災により家屋が倒壊した場合を想定し、負傷者の救出・救助訓練を実施すること。

(7) 施設復旧訓練

震災によりライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施すること。

## 第4節 避難対策計画

### 第1 基本方針

- 1 市は、地震（地震に起因する延焼火災、家屋倒壊等を含む。）及び津波による災害から市民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、市民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
- 3 避難対策を行う者は、いつでも円滑に行動できるよう日常の体制整備に努める。
- 4 市民は、地震・津波災害時に的確な避難行動をとれるよう、日常から災害に対する備えに努める。

### 第2 避難計画の作成

**【危機管理課、各施設管理者】**

#### 1 市の避難計画

- (1) 市は、東日本大震災を受け、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした「宮古市津波避難計画」を作成するものとする。

① 避難指示の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法	ア 管理責任者 イ 管理運営体制 ウ 職員の動員体制及び運営スタッフの確保 エ 災害対策本部及び各避難所等との連絡手段 オ 食料、生活必需品等の物資の備蓄、調達方法 カ 電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法 キ 医療機関との連携方法 ク 避難所の秩序維持 ケ 避難者に対する災害情報の伝達 コ 避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底 サ 避難者に対する各種相談業務 シ 自主避難者に対する各避難所の隨時解放体制
④ 避難所等の管理	ア 給水 イ 給食 ウ 空調 エ 応急救護、衛生、こころのケア オ 生活必需品の支給 カ その他必要な措置
⑤ 避難者に対する救援、救護措置	

⑥ 避難行動要支援者に対する救援措置	ア 情報の伝達 イ 避難の誘導及び避難の確認 ウ 避難所等における配慮 エ 平常時から関係機関による避難行動要支援者情報の収集、共有 オ 個別避難計画の策定 カ 福祉避難所として社会福祉施設等を指定・協定締結 キ 避難場所から避難所への移送手段
⑦ 避難場所等の整備	ア 受入施設 イ 給食施設 ウ 給水施設 エ 情報伝達施設
⑧ 住民に対する広報	
⑨ 避難訓練	

- (2) 市は、避難指示等を市民等に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等を定める。
- (3) 市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地津波、火山噴火等による津波に関しては、住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることがないよう、避難指示の発令・伝達体制を整える。
- (4) 避難計画策定に当たっては、危機管理課を中心に、福祉課、介護保険課等福祉担当課との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど、避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。また、避難誘導体制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。
- (5) 市は、避難指示の具体的な発令基準を策定し、市地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。また、被害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示を適切に発令することができるよう、具体的な避難指示の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。
- (6) 避難手段は、原則として徒步によるものとする。車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限る。また、自転車、原動機付き自転車、自動二輪車については、道路の混乱を大幅に助長するものではなく、迅速な避難や車両渋滞の緩和につながることから、避難の手段として奨励する。ただし、避難場所までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。

- (7) 避難時の道路の渋滞を緩和するため「津波避難駐車場の指定」などの方策を検討する。
- (8) 避難計画の作成に当たっては、災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、幼稚園、保育所等との連絡、連携体制の構築に努める。
- (9) 避難計画作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援従事者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。
- (10) 避難計画の作成に当たっては、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。
- (11) 避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及びハザードマップ等の作成・配布等を行うよう努める。なお、ハザードマップ等の作成に当たっては、住民等の参加も考慮する。

## 2 津波避難計画の作成

- (1) 市は、「岩手県津波避難計画策定指針（平成16年5月）」に基づき津波避難計画を刷新し、「宮古市津波避難計画（標準版）」、「宮古市津波避難計画（各地区版）」を策定した。この計画は、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの間に市民等が所在地から避難場所まで、避難場所から避難所までの、それぞれの避難行動の安全確保を目指して策定したものである。

標準版は、津波浸水想定区域の設定、避難対象地域の設定、緊急避難場所と避難所の指定、避難路の設定、津波到達予想時間の想定、津波避難の原則、津波避難の流れ、津波避難への備えなどから構成されており、津波避難の共通事項を定めている。

- (2) 各地区版は、標準版をベースにして、それぞれの地形や特性などを勘案し、9地区別に作成した。作成に当たっては、ワークショップを行い、住民からの提案を反映し、地区独自の情報なども盛り込んだ。
- (3) 今後、避難所を単位にして各地区版をもとにワークショップなどを行い、「地区ごとの津波避難計画」を更新する。
- (4) 避難場所、避難経路等の指定・設定に際して、特に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定も検討する。

※津波避難ビル等＝ 津波浸水予想地域内において、地域住民等が一時もしくは緊急避難・退避する施設（人工構造物に限る）をいう。なお、津波

による浸水の恐れのない地域の避難施設や高台は含まない。「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成17年6月内閣府）」より抜粋。

### 3 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

- (1) 学校、病院、社会福祉施設、事業所など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図る。なお、各施設に共通する事項は次のとおりである。
  - ア 津波警報等の入場者等への伝達
  - イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
  - ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
  - エ 出火防止措置
  - オ 水、食料等の備蓄
  - カ 消防用設備の点検、整備
  - キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
- (2) 施設の管理者は、市、消防機関、警察機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期する。
- (3) 学校、幼稚園、保育所等においては、児童、生徒、園児を集団的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等を定めるとともに、登下校中の児童、生徒を一時的に保護するため津波シェルター等の確保に努める。

また、児童、生徒を保護者に引き渡す際の、安全を確認する条件、方法を定める。なお、保護者への児童、生徒の引き渡しは、引渡し先の安全を確認できた後に行うこととする。
- (4) 保育所、児童館等においては、学校に準じた対応を行う。
- (5) 病院等においては、患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健、衛生の実施方法等を定める。また、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を実施する。
- (6) 県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- (7) 海岸近くにある施設の管理者は、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達する。

また、伝達するために必要な措置を実施する。
- (8) 海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所の管理者

は、来訪者に対する避難指示等の周知方法、避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法等を定める。

#### 4 広域避難及び広域一時滞在

【本編・第2章・第4節・第2・3 参照】

### 第3 避難場所等の整備等

【危機管理課】

#### 1 避難場所等の整備

市は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定する。

なお、東日本大震災時の津波浸水被害の実態を踏まえて、最大クラスの津波でも被災しない避難場所・避難所を選定する。

また、避難場所等に到達するまでに時間を要する地域には、「津波避難ビル等に関するガイドライン」で示された構造基準を満たす建築物を津波避難ビルに指定することなどにより、確実に避難できる体制の構築に努める。

さらに、市内の社会福祉施設と協議の上で協定締結等を行い、福祉避難所の指定を推進する。

避難場所 (高台)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。</li> <li>② 崖崩れ、津波、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物が蓄積されていない場所であること。</li> <li>③ 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。</li> <li>④ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を収容できるような場所であること。</li> <li>⑤ 避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等の横断を要さない場所であること。</li> <li>⑥ 水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滯水により孤立するおそれのない場所であること。</li> </ul>
避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のこと。</li> <li>② 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</li> <li>③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。</li> <li>④ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。</li> <li>⑤ 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。</li> <li>⑥ トイレ機能を確保できるものであること。</li> <li>⑦ 暖房施設・器具を有し、又は容易に暖房器具を確保できるものであること。</li> </ul>

	<p>(8) 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの</p> <p>(9) 避難生活の長期化に配慮し、公的住宅、民間アパートなどの確保も考慮すること。また、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女の双方の視点等に配慮すること。</p>
--	--

- (1) 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- (2) 市は、指定避難所内の避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。
- (3) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。
- (4) 市は、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

## 2 避難道路等の選定及び整備

市は、次の事項に留意し、地域の実情に応じ、地区ごとに避難道路を選定するとともに、「宮古市東日本大震災復興計画」や「地区別まちづくり計画」等を踏まえた安全な避難行動に資する避難道路及び避難誘導標識の整備に努める。

避難場所への誘導標識の設置に当たっては、日本工業規格に基づく災害種別図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

- (1) 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。
- (3) 津波、浸水等の危険のない道路であること。
- (4) 避難道路は、原則として相互に交差しないこと。
- (5) 避難道路の選定に当たっては、避難経路を確保するため、必要に応じ交通規制の実施者と協議のうえで、交通規制計画を定めること。

## 3 避難場所等の環境整備

市は、次の事項に留意し、避難場所等の環境整備を図る。

- (1) 各種情報を確実に住民へ伝達する手段の確保
- (2) 避難場所等と市災害対策本部との双方向の通信機材の配備
- (3) 非常用電源の配備とその燃料の備蓄
- (4) 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置
- (5) 避難場所等における簡易トイレ(組立て式)、照明(太陽光発電等)、東屋等の整備

- (6) 避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備
- (7) 医療救護、給食、情報連絡 27 急活動に必要な設備等の整備
- (8) 毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備
- (9) 高齢者、障がい者等の要配慮者の受入れに配慮した、バリアフリー化等の環境の整備
- (10) プライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した環境の整備
- (11) 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の整備

[資料編 1-2-4-1 : 津波避難ビル一覧]  
 [資料編 1-3-15-2 : 避難場所及び避難所]

#### 第4 避難所の運営体制等の整備

**【危機管理課】**

【本編・第2章・第4節・第4 参照】

#### 第5 避難行動要支援者の名簿

**【福祉課】**

【本編・第2章・第4節・第5 参照】

#### 第6 津波避難に関する広報

**【危機管理課】**

市は、市民が津波に対する早期避難の重要性を認識し、的確な避難行動をとることができるよう周知徹底を図る。このため、平常時から、避難場所、避難経路、危険箇所及び過去の浸水区域等を示したハザードマップ、広報誌やパンフレット等の活用、講習会や避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行う

避難場所等に関する事項	① 災害種別に応じた避難場所等の名称及び所在地並びに避難所と避難場所の区分 ② 避難場所等への経路 ③ 災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方
避難行動に関する事項	① 平常時における避難の心得 ② 避難指示の用語の意味 ③ 避難指示の伝達方法 ④ 避難の方法 ⑤ 避難後の心得
災害に関する事項	① 災害に関する基礎知識 ② 過去の災害の状況

## 第7 避難訓練の実施

【危機管理課】

【本編・第2章・第4節・第7 参照】

## 第8 津波に対する市民の予防措置

【市民】

### 1 市民の予防措置

- (1) 津波に対する正しい知識を身につける
  - ① 津波は、大きな揺れを伴う地震のときだけ来るとは限らない。
  - ② 地震発生から津波が来るまでの時間は、震源が海岸に近いほど短く、まだ揺れが収まらないうちに襲来する場合もある。
  - ③ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
  - ④ 津波は、繰り返し襲来し、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
  - ⑤ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波、火山噴火等により津波が発生する可能性もある。
  - ⑥ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
  - ⑦ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある。また、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があり、避難場所自体が被災することも有り得る。
- (2) 日頃から、津波に対する備えを怠らない。
  - ① 避難場所、避難道路等を確認する。
  - ② 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備及び積雪寒冷期の避難に備えた防寒対策を行う。
  - ③ いざというときの対処方法を検討する。
  - ④ 防災訓練等に積極的に参加する。
  - ⑤ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
- (3) 次の場合には、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。この場合において、避難に当たっては徒歩によることを原則とする。また、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを意識する。
  - ① 強い揺れを感じたとき
  - ② 弱い揺れであっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたとき

③ 摆れを感じなくても、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたとき

29

- (4) 正しい情報を、テレビ、ラジオ、携帯電話、防災行政無線、広報車等を通じて入手する。
- (5) 海の様子を見に行かない。
- (6) 津波は、繰り返し襲ってくるので、いったん避難を行った場合は、大津波警報、津波警報及び津波注意報が解除されるまで、避難場所等や高台等安全な場所に留まり、海岸に近付かない。

## 第5節 通信確保計画

### 第1 基本方針

- 1 市及びその他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 災害時においても通信を確保することができるよう、通信施設・設備の被災するおそれのない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努めるとともに、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保に努める。  
また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。
- 3 災害時に通信が長期間途絶する可能性を考慮し、通信設備に依存しない情報伝達、共有方法、通信が行えない場合でも自立的に活動できる活動体制やマニュアル等の整備を図る。
- 4 効率的・効果的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N S の活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

### 第2 市防災行政無線の整備

【危機管理課】

【本編・第2章・第5節・第2 参照】

### 第3 通信施設の多重化

【危機管理課】

【本編・第2章・第5節・第3 参照】

### 第4 その他の通信施設

【財政課】

【本編・第2章・第5節・第4 参照】

### 第5 災害時優先電話の指定

【財政課】

【本編・第2章・第5節・第5 参照】

## 第6 通信運用マニュアルの作成等

【危機管理課】

【本編・第2章・第5節・第6 参照】

## 第6節 要配慮者の安全確保計画

### 第1 基本方針

- 1 市は、避難指示等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。
- 2 市は、保健師、福祉関係者、NPO 等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

### 第2 避難行動要支援者の実態把握

【福祉課、介護保険課、総合窓口課】

【本編・第2章・第6節・第2 参照】

### 第3 災害情報等の伝達体制の整備

【福祉課、介護保険課、総合窓口課】

【本編・第2章・第6節・第3 参照】

### 第4 避難誘導

【各課】

【本編・第2章・第6節・第4 参照】

### 第5 避難生活

【各課】

【本編・第2章・第6節・第5 参照】

### 第6 社会福祉施設等の安全確保対策

【各施設管理者】

【本編・第2章・第6節・第6 参照】

### 第7 外国人の安全確保対策

【危機管理課】

【本編・第2章・第6節・第7 参照】

## 第7節 食料・生活必需品等の備蓄計画

### 第1 基本方針

- 1 市は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行う。
- 2 市民及び事業所における物資の備蓄の促進を図る。

### 第2 備蓄目標

【危機管理課】

- 1 宮古市  
【本編・第2章・第7節・第2・1 参照】
- 2 市民  
【本編・第2章・第7節・第2・2 参照】
- 3 事業所  
【本編・第2章・第7節・第2・3 参照】

### 第3 備蓄計画

【各課、各総合事務所】

- 1 避難所における食料、飲料水、毛布  
【本編・第2章・第7節・第3・1 参照】
- 2 避難所におけるその他物資の備蓄  
【本編・第2章・第7節・第3・2 参照】
- 3 燃料  
【本編・第2章・第7節・第3・3 参照】
- 4 市民等による備蓄の促進  
【本編・第2章・第7節・第3・4 参照】

## 第8節 孤立化対策計画

### 第1 基本方針

市は、道路状況や通信手段の確保の状況等から、災害時に孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化（災害時孤立化地域カルテ）し、最新の状況を随時把握とともに、現地消防団員等から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、予防対策に努める。

### 第2 孤立化想定地域への対策の推進

【危機管理課】

#### 1 通信手段の確保

【本編・第2章・第8節・第2・1 参照】

#### 2 救出方法の確認

【本編・第2章・第8節・第2・2 参照】

#### 3 備蓄の奨励

【本編・第2章・第8節・第2・3 参照】

#### 4 防災体制の強化

【本編・第2章・第8節・第2・4 参照】

## 第9節 防災施設等整備計画

### 第1 基本方針

震災時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を図り、震災時における応急活動体制の整備を推進する。また、施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。なお、施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

### 第2 防災拠点施設等の整備

【危機管理課】

【本編・第2章・第9節・第2 参照】

### 第3 消防施設の整備

【消防対策課】

【本編・第2章・第9節・第3 参照】

### 第4 災害対策用資機材等の整備

【各課】

【本編・第2章・第9節・第4 参照】

## 第10節 都市防災計画

### 第1 基本方針

都市災害を防止し、震災の被害を最小限に食い止めるため、震度6弱及び河川沿いの低地等では震度6強程度となるような、市域の内陸部を震源地とする大規模な地震が発生することを前提として、市街地における建築物の耐震化、不燃化の促進、防災空間の確保、市街地の再開発等を促進することにより、市街地の防災化を図る。

### 第2 建築物の耐震性向上等の促進

#### 【各課】

##### 1 防災上重要な建築物等の耐震化確保等

市は、既存建築物の耐震性の向上を図り、都市防災を推進するため、次の対策の推進を図る。

###### (1) 防災上重要な建築物の設定

次の建築物を「防災上重要な建築物」として位置付け、耐震性の確保、非常用電源の確保、通信手段の確保、資機材及び緊急車両等の確保に努める。

- ① 指定避難所、庁舎、病院、道の駅、学校等災害応急対策・復旧活動の拠点となる公共性の高い施設
- ② 建築基準法第12条に規定する定期報告の対象となる特殊建築物
- ③ 放送局、新聞社等情報伝達業務の中心となる施設
- ④ 建築物の形態、工法、構造壁の設置等からみて建築構造上弱いと考えられる特殊建築物

###### (2) 市の施設の耐震強化

- ① 防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない市の既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断の実施及びその結果に基づく耐震改修の推進に努める。
- ② 防災上重要な建築物に該当しない市の施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。
- ③ 公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、震災化率や耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

###### (3) 民間の防災上重要な建築物の耐震性確保

民間の防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

## (4) 設備・備品の安全対策

防災上重要な建築物については、設備・備品の転倒、破損等による

## 2 木造住宅の耐震性確保

木造住宅の耐震性を確保するため、市民に対し、耐震性確保の重要性を啓発するとともに、建物所有者が行う耐震性能の自己診断方法についての普及を図り、必要に応じた改修の実施を促進する。

## 3 建築物の耐震性確保

- (1) 建築物の耐震性の確保について広く市民に普及啓発を行い、既存建築物については必要に応じた耐震診断の実施を促進する。
- (2) 新規に建設される建築物についての耐震性を確保するため、県が実施する関係団体に対する設計、工法、監理についての指導に協力する。

## 4 工作物の耐震性確保

煙突、廣告塔、高架水槽、鉄塔等の工作物の耐震性について、広く市民の認識を深めるとともに、耐震診断の実施を促進する。

## 5 建築物の窓ガラス、外装タイル等の耐震性確保

- (1) 道路に面する3階以上の建築物については、窓ガラス、外装タイル等の落下防止のため、定期的な点検の実施を促進する。
- (2) 特に、通学路及び避難場所周辺については、市においても点検を行い、改修を要する建築物の所有者に対し改修指導を行うなどの対策を図る。

## 6 既存コンクリートブロック塀の耐震性確保

- (1) 道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとするよう指導する。
- (2) 特に、通学路沿い及び避難場所周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対しては、定期点検補強を指導するとともに、市においても定期的に点検する。

## 7 家具等の転倒防止対策推進

市は、住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について、広報紙等により市民への啓発、普及を図る。

## 8 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つとして、県及び市は、その制度の普及や加入促進に努める。

**第3 建築物の不燃化の促進**

**【建築住宅課、都市計画課】**

**【本編・第2章・第10節・第2 参照】**

#### **第4 防災空間の確保**

**【都市計画課】**

【本編・第2章・第10節・第3 参照】

#### **第5 市街地再開発事業等による都市整備**

**【都市計画課】**

【本編・第2章・第10節・第4 参照】

#### **第6 津波防災を考慮した土地利用計画**

**【都市計画課】**

市の沿岸地域については、海岸保全施設等により一定の安全性を確保した上で、津波のシミュレーションを参考に、住宅地、商業地、業務地、工業地や必要に応じて建築制限を行う地域などを適切に配置するとともに、災害対応等の中核となる市庁舎や病院、学校、福祉施設等の公共公益施設を安全性の高い場所に配置し、又は建築物の耐浪化を図る。

あわせて、避難時間を短縮する避難ビルや避難タワー、防災公園や避難路等を適正に配置するなど、津波防災を考慮した土地利用計画とする。

土地利用計画の策定に際しては、「宮古市東日本大震災復興計画」や「宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画」等を踏まえ、市民との合意形成を図りながら検討を行うものとする。

## 第11節 交通施設安全確保計画

### 第1 基本方針

震災による道路施設、鉄道施設、港湾施設及び漁港施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設の耐震性の向上や、災害対策用資機材の整備等を図る。

### 第2 道路施設

【建設課、道路管理者】

#### 1 道路の整備

【本編・第2章・第11節・第2・1 参照】

#### 2 橋梁の整備

市及びその他の防災関係機関は、震災時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路橋の整備を進める。

- (1) 耐震補強を行う必要のある橋梁を把握するため、橋梁耐震点検を実施する。
- (2) 上記調査に基づき、補修等対策工事が必要とされた橋梁について、老朽橋の架替、補強橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等、耐震補強を実施する。
- (3) 新設の橋梁は、道路の位置付け、橋梁の重要性を勘案の上、最新の耐震設計基準に基づき計画する。

#### 3 横断歩道橋の整備

市及びその他の防災関係機関は、震災時において、横断歩道橋が落下等により交通障害物になることを防止するため、所管横断歩道橋について、耐震点検調査を実施し、補強対策工事の必要箇所を指定して、横断歩道橋の整備を進める。

- (1) 本体と階段の取付部を中心とした横断歩道橋の耐震点検調査を実施する。
- (2) 上記調査に基づき、補強対策工事が必要とされた横断歩道橋について、落下防止補強工事を実施する。

#### 4 トンネルの整備

【本編・第2章・第11節・第2・2 参照】

#### 5 障害物除去用資機材の整備

【本編・第2章・第11節・第2・3 参照】

### 第3 鉄道施設

【鉄道事業者】

【本編・第2章・第11節・第3 参照】

### 第4 港湾施設、漁港施設

【港湾施設、漁港施設管理者】

【本編・第2章・第11節・第4 参照】

## 第12節 ライフライン施設等安全確保計画

### 第1 基本方針

震災による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設等の耐震性の向上、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期す。

### 第2 電力施設

#### 【電気事業者】

電気事業者は、県計画に定めるところにより、電力施設の耐震性の向上等を図る。

### 第3 ガス施設

#### 【ガス事業者】

ガス事業者は、震災によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱い方法等の周知徹底を図る。

#### 1 施設等の耐震性の向上

製造施設及び貯蔵所	二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容器置場	火気との距離を確保するために、消費先の容器置場に隔壁を設置する場合は耐震性を考慮して施工するとともに、既設の隔壁等については、耐震性の評価を実施し、必要に応じ、強化等の措置を講じる。
容器	容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
配管	① 配管は、可能な限り露出管化するとともに、埋設配管を設置せざるを得ない場合は、耐震性の高い配管を設置する。 ② 既設の埋設配管については、計画的に、露出管化又は耐震性の高い配管へ切替えを行う。
安全器具	① 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を勧める。 ② 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を勧める。 ③ ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

#### 2 災害対策用資機材の確保等

震災時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

#### 3 防災広報活動

震災時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。

- (1) ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置
- (2) ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

## 第4 上下水道施設

### 【上下水道部施設課】

#### 1 上水道施設

水道事業者は、震災による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図る。

##### (1) 施設の耐震性の向上

- ① 水道事業者は、「水道耐震化計画指針」(厚生労働省) 及び「岩手県広域的水道防災構想」を踏まえ、計画的に水道施設の耐震化を図る。

貯水、取水、導水施設	<p>ア 管路は、耐震継手、伸縮継手、緊急遮断弁など耐震性を考慮した構造、材質とする。</p> <p>イ 水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水水質の安全が保持できるかを確認し、複数水源間の連絡管の敷設、地下水等予備水源の確保を図る。</p>
浄水施設	<p>ア ポンプ回りの配管、構造物との取付管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化のための整備増強を図る。</p> <p>イ 被災時の停電を考慮して、自家発電設備の整備を図る。</p>
送、配水施設	<p>ア 送、配水幹線は、耐震継手、伸縮可とう管など耐震性の高い構造、工法とするほか、配水系統間の相互連絡を行う。</p> <p>イ 配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。</p> <p>ウ 既設管については、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。</p>

- ② 水道事業者は、震災時において、被災者が必要とする飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、ろ過器の配備、給水タンク車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

#### 2 下水道施設

下水道施設の管理者は、震災による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の耐震性の向上を図る。

下水管渠	<p>① 新たな下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。</p> <p>② マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩耗等の危険な箇所の補修、交換を行う。</p> <p>③ 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。</p>
ポンプ場、終	① ポンプ場、終末処理場は、非常発電設備を整備する。

末処理場	<p>なお、津波が想定される地域に存する場合は機械・電気設備を想定津波浸水深を超える階高フロアに設置（移設）する。</p> <p>② 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため、構造面での耐震化を図る。なお、津波が想定される地域に建設する場合は耐津波性能を有するように配慮する。</p> <p>③ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。なお、津波が想定される地域に存する場合は耐津波性能に応じた防護レベルでの対応策を講じる。</p>
------	--

## 第5 通信施設

### 【電気通信事業者、放送事業者】

#### 1 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るために、施設、資機材の整備等を図るとともに、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

#### 2 放送施設

放送局は、震災時における放送の送出及び受信を確保するため、放送施設・設備の整備拡充を図るとともに、災害応急・復旧対策に必要な資機材の整備を図る。

## 第13節 危険物施設等安全確保計画

### 第1 基本方針

震災による危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

### 第2 石油類等危険物

【消防対策課、保管施設管理者】

【本編・第2章・第13節・第2 参照】

### 第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

【保管施設責任者】

【本編・第2章・第13節・第3 参照】

### 第4 毒物、劇物災害予防対策

【保管施設責任者】

【本編・第2章・第14節・第4 参照】

### 第5 放射線災害予防対策

【保管施設責任者】

【本編・第2章・第14節・第5 参照】

## 第14節 津波災害予防計画

### 第1 基本方針

1 津波災害対策を検討するに当たっては、再び人命が失われることがない「多重防災型まちづくり」を目指し、第一に、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波、第二に、最大クラスの津波に比べて津波高は低いものの発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波の、これら二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

この場合、最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を柱に、海岸保全施設整備等のハード対策、まちづくり及び避難対策等のソフト対策を適切に組み合わせた、「多重防災型」の考え方で生命を確実に守る。

また、最大クラスの津波に備えて、海岸保全施設等の整備の対象とする津波高を大幅に高くすることは現実的ではないことから、過去に発生した津波等を地域ごとに検証したうえで、最大クラスの津波に比べて津波高は低いものの、発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波、すなわち、概ね百数十年程度で起こり得る津波に対しては、海岸保全施設の整備により生命と財産を確実に守ることを基本的な考え方とする。

- 2 津波災害の防止・軽減を図るため、高潮対策、防災林造成等の海岸保全施設整備を計画的に推進する。
- 3 災害時に適切な措置をとることができるよう、水門等施設の維持管理体制を整備する。
- 4 津波防災対策を十分考慮に入れ、土地利用計画、公共施設計画、交通施設計画等の策定又は見直しを行い、津波に強い街づくりを推進する。

### 第2 予防対策

#### 【危機管理課、消防対策課、建設課】

##### 1 河川・海岸施設の管理

(1) 水門等の維持管理は、海岸水門管理要綱等により原則として設置者が行うが、有事の際に迅速かつ適切な措置が講じられるよう、門扉（水門、排水樋門、陸閘、道路門扉、遮断扉等）の操作等は市が委託を受けて実施する。なお、市は、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確認等、施設管理の徹底を行うこととする。設置者は、積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するよう配慮するものとし、水門等の操作員の安全確保及び、水門等閉鎖時間の短縮のため、水門等の電動化・遠隔化を促進する。また、水門等の仕様は、停電等で電源確保ができない場合でも稼働できるものとする。

- (2) 市及びその他の防災関係機関は、有事に即応した適切な措置を講じられるよう、管理体制を整備する。
- (3) 設置者は、円滑な操作のため照明設備を設けるとともに、長時間閉鎖にともなって滞水することのないような構造とするよう努める。

## 2 防災施設の整備

- (1) 河川、海岸管理者は、津波被害のおそれのある地域において、水門等の遠隔操作化、防潮堤・堤防の補強、漂流物の防除等必要な施設整備を推進する。
- (2) 河川、海岸管理者は、津波により孤立が懸念される地域の港湾、漁港等の整備を推進する。
- (3) 市及びその他の防災関係機関は、避難誘導標識及び避難地案内板の設置に当たっては、容易に確認できるよう配慮する。
- (4) 市及びその他の防災関係機関は、津波等による海面変動を迅速に把握するため、津波監視施設(潮位観測装置)の整備に努める。
- (5) 市及びその他の防災関係機関は、急傾斜地の崩壊防止工事の施行に当たっては、緊急時に避難できるよう配慮する。
- (6) 市及びその他の防災関係機関は、緊急情報を迅速に伝達するため、緊急地震速報伝達体制を整備するとともに、道路通行中の車両への多様な伝達手段を検討する。

## 第3 海岸地域の津波防災化

### 【危機管理課、建設課、都市計画課】

市及びその他の防災関係機関は、土地利用計画、公共施設計画、交通施設計画等の策定又は見直しに当たっては、津波防災対策を十分考慮に入れ、津波災害に強い街づくりを推進する。

東日本大震災により被災した地域については、海岸保全施設の配置計画と市街地・集落の立地や産業の形態を考慮し、市民との合意形成を図りながら総合的に検討を行い、嵩上げや高所移転により安全な住環境を確保する。

## 1 土地利用上の対策

### (1) 津波防災上の土地利用

- ① 津波による被害が予想される場所では、土地利用の現状、地域の将来の発展、市民生活の利便性を十分考慮し、津波による被害をできるだけ少なくできるような土地利用を誘導する。
- ② 建築基準法に基づく災害危険地域について検討するとともに、小規模の集落については、住宅の高地への移転を誘導する。
- ③ 東日本大震災により被災した地域については、海岸保全施設等により一定の安全性を確保した上で、津波のシミュレーションを参考に、住宅地、商業地、業務地、工業地や必要に応じて建築制限を行う地域などを

適切に配置するとともに、災害対応等の中核となる市庁舎、事務所や病院、学校、福祉施設等の公共公益施設を安全性の高い場所に配置する。あわせて、避難時間を短縮する津波避難ビルや津波避難タワー、防災公園や避難路等を適正に配置するなど、津波防災を考慮した土地利用計画とする。

土地利用計画の策定に際しては、「宮古市東日本大震災復興計画」や「地区別まちづくり計画」等を踏まえ、市民との合意形成を図りながら検討を行うものとする。

## 2 公共公益施設の耐浪性の確保

- (1) 庁舎、学校、公民館、社会福祉施設等の公共施設は、地域の主要な機能を有しており、また、その配置が地域の形成を性格付けることから、高台その他の安全性の高い場所に配置するなど、地域内の活動、広域内の活動等を踏まえた津波に強いまちづくりを誘導する。
- (2) 公民館、地区センター等については、公共施設再配置計画に基づき、震災により被災した施設の再配置を行う。

## 3 交通施設の配置等

道路、鉄道等の交通施設は、その地域における土地利用を誘導し、また、災害時において避難路及び救援路となることから、公共施設管理者や民間事業者等と連携し、まちづくりのグランドデザインと一体となったルートの見直しや嵩上げによる防災機能の付加、公共施設等の建築物の構造強化を行うなど、その配置及び構造について、特に配慮して計画する。

## 4 津波災害警戒区域内の情報伝達等

- (1) 市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、及び主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。
- (2) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告するものとする。
- (3) 市長は、市地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(4) 市は、津波警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取り組みの支援に努めるものとする。

〔資料編 1-2-14-1：海岸防潮堤防設置箇所〕

〔資料編 1-2-14-2：河川水門管理要綱〕

〔資料編 1-2-14-3：海岸水門管理要綱〕

## 第15節 地盤災害予防計画

### 第1 基本方針

地震発生に伴う地すべり、崖崩れ等の地盤災害を防止するため、危険地域の実態を調査するとともに、危険な箇所における必要な災害防止策を実施する。

### 第2 崩壊危険地の災害防止対策

【建設課、危機管理課】

#### 1 地すべり防止対策事業

通常の地すべりは、土層の移動が継続的、かつ、緩慢であるが、地震、台風によって発生する地すべりは、移動が急激で土量も多く、大きな災害をもたらす場合がある。

#### 2 土石流対策事業

- (1) 市内の土砂災害警戒区域（土石流）の箇所は613箇所である。
- (2) 土砂災害警戒区域（土石流）に対する予防措置として、特に、土石流が発生するおそれの高い区域、保全対象となる人家又は公共的施設の多い区域について、砂防工事の促進に努めるものとする。

#### 3 山地災害予防事業

- (1) 市内の山地災害危険地区は、409箇所である。（地すべり危険箇所除く）
- (2) 治山事業の採択基準に満たない小規模な山腹崩壊地で、公共施設、人家等に直接被害を及ぼす箇所について、県単独治山事業の促進に努めるものとする。

#### 4 急傾斜地崩壊対策事業

- (1) 市内の土砂災害警戒区域（急傾斜）は、668箇所である。
- (2) 緊急性の高い箇所や被災箇所の優先的な事業促進に努めるものとする。

### 第3 宅地防災対策

【都市計画課】

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

### 第4 ため池防災対策

【農林課】

市は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制

等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

## 第16節 火災予防計画

### 第1 基本方針

- 1 地震発生時における同時多発的な火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防設備の整備等による消防力の充実強化を図る。

### 第2 出火防止、初期消火体制の確立

【消防対策課、各課】

- 1 火災予防の徹底  
【本編・第2章・第18節・第2・1 参照】
- 2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成  
【本編・第2章・第18節・第2・2 参照】
- 3 予防査察の強化  
【本編・第2章・第18節・第2・3 参照】
- 4 防火対象物の防火体制の推進  
【本編・第2章・第18節・第2・4 参照】
- 5 危険物等の保安確保指導  
【本編・第2章・第18節・第2・5 参照】

### 第3 消防力の充実強化

【消防対策課】

市は、大地震火災等に対処しうる消防力を確保するため、県の指導、援助のもとに、消防力の充実強化に努める。

- 1 総合的な消防計画の策定  
【本編・第2章・第18節・第3・1 参照】
- 2 消防活動体制の整備強化  
【本編・第2章・第18節・第3・2 参照】
- 3 消防施設等の整備強化  
【本編・第2章・第18節・第3・3 参照】

## 第17節 海上災害予防計画

### 第1 基本方針

地震・津波時の海上における船舶の座礁、衝突、火災、沈没等及びこれらの事故等による海上流出油災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

### 第2 船舶の安全指導等

【宮古海上保安署】

【本編・第2章・第21節・第2 参照】

### 第3 防除体制の強化

【各防災関係機関】

【本編・第2章・第21節・第3 参照】

### 第4 施設、設備及び資機材の整備・保管

【各防災関係機関】

【本編・第2章・第21節・第4 参照】

### 第5 津波に対する船舶の予防措置

【船舶管理者】

船舶の管理者は、津波に対する正しい知識を身につけ、船舶の津波災害予防措置を行う。

- 1 次の場合は、船舶の管理者の判断で安全な避難行動をとる。
  - (1) 強い地震を感じたとき
  - (2) 弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき
  - (3) 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたとき
- 2 港外に退避できない小型船については、時間的余裕がある場合は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- 3 正しい情報を、テレビ、ラジオ、無線等を通じて入手する。
- 4 津波は、繰り返し襲ってくるので、津波警報、注意報が解除されるまで、気をゆるめない。

## 第18節 防災ボランティア育成計画

### 第1 基本方針

- 
- 1 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
  - 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
  - 3 防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

### 第2 防災ボランティア・リーダー等の養成

【福祉課、宮古市社会福祉協議会】

【本編・第2章・第22節・第2 参照】

### 第3 防災ボランティアの登録

【宮古市社会福祉協議会】

【本編・第2章・第22節・第3 参照】

### 第4 防災ボランティアの受入体制の整備

【福祉課】

【本編・第2章・第22節・第4 参照】

### 第5 関係団体等の協力

【危機管理課】

【本編・第2章・第22節・第5 参照】

## 第19節 事業継続対策計画

### 第1 基本方針

- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、自ら防災体制の整備や防災訓練、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 市は、企業等の防災力向上及び事業継続計画(BCP)の策定の促進に努める。
- 3 市は、災害時に重要業務を継続するために策定した「宮古市 業務継続計画」が機能するよう職員への徹底を図る。
- 4 市及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、共同して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
- 5 市は、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

### 第2 事業継続計画の策定

【産業支援センター、危機管理課】

【本編・第2章・第23節・第2 参照】

### 第3 企業等の防災活動の推進

【産業支援センター、危機管理課】

【本編・第2章・第23節・第3 参照】

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 活動体制計画

#### 第1 基本方針

- 1 市及びその他の防災関係機関は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制について、計画を定める。
- 2 震災時における災害応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう分掌事務に固執することなく各部局間の弾力的な人員運用体制を確立する。
- 3 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市及びその他の防災機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。  
また、相互応援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意し、震災時における各災害応急対策の実施に係る関係業者・団体との協力体制の強化を図る。
- 4 市は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- 5 市は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。
- 6 市は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。
- 7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、北海道から東北に至る広域な地域に被害が発生する可能性があり、災害発生時には、近隣からの応援を求めるることは困難であることが予想されることから、広域的な災害対応体制の整備に努める。

なお、その際には、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策についても考慮する。

- 8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合の対応については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防

災対策推進計画」に定めるところによる。

## 第2 市の活動体制

市は、市の区域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合及び津波襲来のおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、宮古市災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は宮古市災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

災害対策本部には、本部長を補佐し各部の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うための組織を設置する。

### 1 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部は、「宮古市災害警戒本部設置要領」に基づき設置し、主に災害情報の収集、伝達及び応急措置を行う。

(2) 災害警戒本部は、県の災害警戒本部及び災害警戒本部宮古地方支部と密接な連絡調整を図り、県派遣の現地連絡員等、支援、協力等を求める。

#### ① 設置基準

ア 気象業務法施行令第4条に規定する津波注意報が、気象庁予報警報規程別表第二の岩手県津波予報区に発表されたとき。

イ 気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第1条の2に規定する気象庁の行う観測において、宮古市の区域に震度4の地震が発生したとき。

ウ その他災害応急対策上、副市長が必要と認めるとき。

#### ② 組織

ア 災害警戒本部の組織は、別表1のとおりである。

イ 災害警戒本部の事務所は、危機管理監危機管理課に置く。

#### (3) 分掌事務

災害警戒本部の分掌事務は、別表2のとおりである。

#### (4) 関係各課の防災活動

災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、必要に応じて、次の防災活動を実施する。

部	課	担当内容
総務部	契約管財課 税務課	庁舎等被害情報の収集 人的被害情報、住家被害情報の収集
企画部	田老総合事務所 新里総合事務所 川井総合事務所	本部と同等の担当内容とし、各総合事務所内で収集された情報を本部に伝達する。
市民生活部	市民協働課	衛生施設被害情報の収集
保健福祉部	福祉課 こども家庭センター	社会福祉施設被害情報の収集 児童施設等被害情報の収集

	介護保険課 健 康 課	高齢者福祉施設被害情報の収集 医療施設被害情報の収集
商工労働観光部	商業振興課	商業関係被害情報の収集 工業関係被害情報の収集 高圧ガス、火薬類施設、誘致企業等工業関係及び鉱山関係被害報告の収集
	観 光 課	観光施設被害情報の収集
	港 湾 課	港湾関係被害報告の収集
農林水産部	農 林 課	農業施設被害情報の収集 農作物等被害情報の収集 家畜等被害情報の収集 農地及び農業用施設被害情報の収集 林業関係被害情報の収集
	水 产 課	水産関係被害情報の収集 漁港施設等被害情報の収集 海岸保全施設被害情報の収集
都市整備部	建 設 課	土砂災害等の被害情報の収集 河川、道路、橋梁等の被害情報の収集 交通規制情報の収集
	都市計画課	都市施設（下水道施設を除く。）被害情報の収集
	建築住宅課	市営住宅施設被害情報の収集
上下水道部	経 営 課	水道施設被害情報の収集
	施 設 課	下水道施設被害情報の収集
教 育 部	総 务 課	学校被害情報の収集
	学校教育課	児童・生徒及び教職員等被害情報の収集
	生涯学習課	社会教育施設被害情報の収集
	文化 課	社会体育施設被害情報の収集 文化施設被害情報の収集 文化財被害情報の収集

## (5) 廃止基準

- ア 災害の発生するおそれがなくなったとき、又は災害警戒本部を継続して設置する必要がなくなったとき。
- イ 宮古市災害対策本部が設置されたとき。

## 2 災害対策本部

- (1) 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置し、災害

応急対策を迅速かつ的確に実施する。

- (2) 災害対策本部は、県の災害対策本部及び災害対策本部宮古地方支部と密接な連絡調整を図り、県派遣の現地連絡員等、支援、協力等を求める。

① 設置基準

ア 気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第4条に規定する津波警報が、気象庁予報警報規程（昭和28年運輸省告示第63号）別表第二の岩手県津波予報区に発表されたとき。

イ 気象業務法施行令第5条に規定する地震動特別警報、津波特別警報が気象庁予報警報規程別表第二の岩手県津波予報区に発表されたとき。

ウ 気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第1条の2に規定する気象庁の行う観測において、宮古市の区域に震度5弱以上の地震が発生したとき。

エ 大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

オ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したとき。

カ その他災害応急対策上、市長が必要と認めるとき。

② 組織

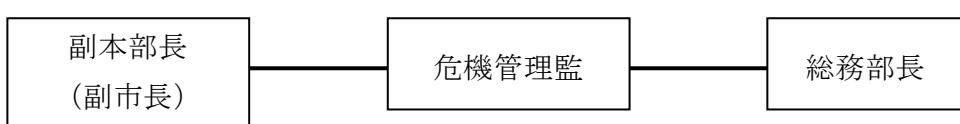
災害対策本部の組織は、別表3のとおりである。

③ 分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、別表4のとおりである。ただし、各部班は、本部長の指揮及び部長会議等による調整のもと、弾力的な人員運用を行うものとし、市民の生命・身体の確保に関する対応を中心に、重要な業務に必要な人員を割り当てるものとする。

④ 部長会議

市本部長は、災害応急対策を迅速かつ円滑に遂行するため、各部長を招集し、必要な活動について指揮する。なお、市本部長が不在のときは次の順位でその職務を代行する。



⑤ 代替施設

市庁舎が災害により、業務の実施が困難となった場合もしくは、被災が予測される場合の代替施設は、次のとおりとする。

ア 災害対策本部

(ア) 第1順位 宮古消防署

(イ) 第2順位 総合事務所、水道庁舎、総合福祉センター  
のいずれか又は全部

イ 応急対策要員の活動拠点

宮古消防署、総合事務所、水道庁舎、総合福祉センター、出張所等

⑥ 現地災害対策本部

ア 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生した場合において災害応急対策を実施するため、本部長が必要と認めたときに設置し、災害情報の収集、災害応急対策の指揮、監督及び防災関係機関との連絡調整を行う。

イ 現地災害対策本部長は、本部長が指名し、現地災害対策本部員は、危機管理監及び総務部長が関係部長と協議の上、指名する。

⑦ 合同災害対策本部

ア 合同災害対策本部は、激甚災害が発生し、防災機関が独自に活動するよりも、共同して迅速な災害応急対策を効率よく実施する必要を認めたときに設置し、救助等の活動対策の調整を行う。

イ 合同災害対策本部は、宮古海上保安署、宮古警察署、宮古消防署、自衛隊及びその他の機関をもって組織する。

ウ 合同災害対策本部の設置及び廃止の権限は、市本部長（市長）が編成機関の事前の了承のもとに委任を受けて担当する。

⑧ 廃止基準

ア 本部長が震災被害の拡大のおそれがないと認め、かつ応急対策がおおむね終了したと認めるとき。

イ 津波警報が解除され、本部長が災害の発生するおそれがないと認めるとき。又は応急対策がおおむね終了したとき。

⑨ 後発災害

市は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる配備体制を構築する。

⑩ 派遣要請

市本部長は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、市本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあっせんを求める。

### 3 災害対策本部運営班

(1) 市本部長は、災害対策本部の活動を円滑に行うため、災害対策本部運営班を設置する。

(2) 災害対策本部運営班は、次のとおり毎年度、各部長が指名する。

- ① 総合調整班は総務部長及び企画部長
- ② 情報班は総務部長
- ③ 広報班は企画部長

- ④ 連絡班は各部長
- (3) 災害対策本部運営班の分掌事務は次のとおりである。
- ① 総合調整班は、各種情報等の対応について、本部長を補佐し、各部等との総合調整を行う。
  - ② 情報班は、関係機関及び市民等から各種情報を入手し、総合調整班に伝達する。
  - ③ 広報班は、市本部長の指示や災害対応状況等について、各種媒体を通じて情報発信する。
  - ④ 連絡班は、各部長等からの指示等を所属部、課等に伝達するとともに、職員参集状況等を含め、各対応状況について、部長等に報告する。
- (4) 災害対策本部運営班は、震度5弱以上の地震が発生した場合、又は津波警報が発表された場合は、直ちに所定の参集場所に参集し、担当業務を行う。

#### 4 災害時初動班

- (1) 市本部長は、次の場合、災害時初動班を設置する。
  - ① 夜間、休日の勤務時間外等における災害発生時において、災害対策本部の活動体制が整うまでの間
  - ② 避難所の開設体制が整うまでの間
- (2) 災害時初動班は、毎年度、危機管理監が指名する。
- (3) 災害時初動班は、初期組織として活動し、その分掌事務は次のとおりである。
  - ① 災害対策本部の設置及び運営
  - ② 本部長の指令等の伝達
  - ③ 県及び防災関係機関等との連絡、調整
  - ④ 住民からの要請の処理
  - ⑤ 被害状況等の情報の収集及び県に対する報告
  - ⑥ 住民への災害情報等の伝達
  - ⑦ その他、市本部長が指示した業務
- (4) 災害時初動班は、震度5弱以上の地震が発生した場合、又は津波注意報もしくは津波警報が発表された場合は、直ちに所定の参集場所に参集し、担当業務を遂行する。ただし、災害時初動班の参集は安全な経路によるものとし、参集が困難な場合は「第2節 職員の動員計画」に準じて各公所等に参集する。

#### 5 避難所運営班（第1班）

- (1) 市本部長は、災害発生初期（概ね発災から24時間程度）の避難所の開設及び運営を行うため、避難所運営班（第1班）を設置する。

- (2) 避難所運営班（第1班）の班員は、市職員個人を対象として危機管理監が指名する。
- (3) 避難所運営班（第1班）は、避難所1箇所あたり概ね3名体制とし、避難所近傍に居住するものを指定することを基本とする。
- (4) 避難所運営班（第1班）の所掌事務は、次のとおりである。
- ① 避難所の開錠及び開設
  - ② 避難者の収容
  - ③ 災害対策本部との連絡体制確立
  - ④ 避難所施設管理者との協力体制確立
  - ⑤ 自主防災組織等による避難所運営体制確立の支援
  - ⑥ 炊き出し等、食料、生活必需品の供給
  - ⑦ その他避難所運営に関すること
- (5) 避難所運営班（第1班）は、津波注意報もしくは津波警報が発表された場合は、直ちに所定の参集場所に参集し、担当業務を遂行する。
- (6) 避難所運営班（第1班）の班員は、安全な参集経路により参集するものとする。ただし、参集が困難な場合は、避難所の管理者や自主防災組織、町内会、自治会等に連絡して避難所の開設に努める。その場合、班員は、「第2節 職員の動員計画」に準じて各公所等に参集する。
- (7) 災害規模や災害当初の所在場所により避難所運営班（第1班）の班員が避難所に参集できない場合があることから、市は、避難所の開設及び運営を連携して実施することを目的とした「避難所の運営に関する協定」を自主防災組織、町内会、自治会等との間で締結するなどし、迅速な設置に努める。

## 6 避難所運営班（第2班）

- (1) 市本部長は、地震での被害や津波による避難所の開設及び運営について、全庁を挙げた体制で実施するため、避難所運営班（第2班）を設置する。
- (2) 避難所運営班（第2班）は、災害発生時において、市本部長の指揮のもと、避難所運営班（第1班）の業務を引き継いで（概ね発災から24時間以降）、継続的な避難所開設及び運営にあたるものとする。
- (3) 避難所運営班（第2班）は、市行政組織の部課を対象に市民生活部長が指名する。
- (4) 避難所運営班（第2班）は、避難所運営班（第1班）からの引継時から閉鎖まで設置し、各部班横断的な組織として活動し、その分掌事務は次のとおりである。
- ① 避難所の開錠及び開設
  - ② 避難者の収容

- ③ 災害対策本部との連絡体制確立
  - ④ 避難所施設管理者との協力体制確立
  - ⑤ 自主防災組織等による避難所運営体制確立の支援
  - ⑥ 炊き出し等、食料、生活必需品の供給
  - ⑦ その他避難所運営に関すること
- (5) 災害発生以後であっても、市本部長は、必要に応じて避難所運営班（第2班）を増員することができる。
- (6) 避難所運営班（第2班）の活動の詳細は、市があらかじめ作成する「宮古市避難所開設・運営マニュアル」に従うものとする。
- (7) 避難所運営班（第1班）を配備できない避難所については、避難所運営班（第2班）が避難所運営班（第1班）の業務を行う。

### 第3 防災関係機関の活動体制

- 1 防災関係機関は、市の区域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画、県計画及びこの計画の定めるところにより、その所管する災害応急対策を実施する。
- 2 防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。
- 3 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる体制を構築する。
- 4 災害応急対策の実施に当たっては、県本部及び市本部との連携を図る。
- 5 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。
- 6 市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

〔資料編 1-3-1-1：宮古市災害対策本部条例〕

〔資料編 1-3-1-2：宮古市災害警戒本部設置要領〕

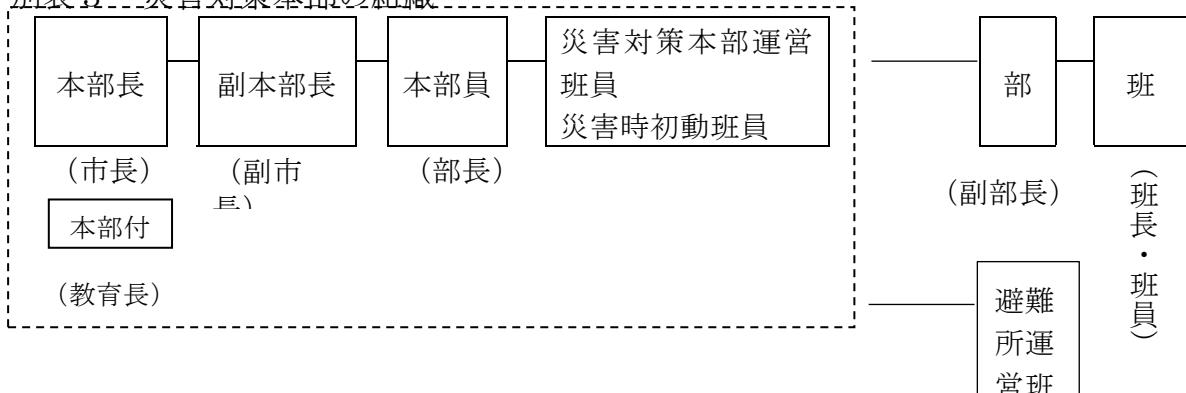
別表1 災害警戒本部の組織

区分	震度4の地震が発生したとき	津波注意報が発表されたとき
本部長		副市長
副本部長		危機管理監
本部員	総務部長 企画部長 エネルギー・環境部長 市民生活部長 保健福祉部長 商工労働観光部長 農林水産部長 都市整備部長 上下水道部長 教育部長	総務部長 企画部長 エネルギー・環境部長 市民生活部長 保健福祉部長 商工労働観光部長 農林水産部長 都市整備部長 上下水道部長 教育部長
本部職員 (課長及び 課員)	危機管理課 消防対策課 総務課 契約管財課 企画課 田老総合事務所 新里総合事務所 川井総合事務所 総合窓口課 水産課 建設課 施設課 教育委員会総務課 教育委員会学校教育課 その他本部員が指名する者	危機管理課 消防対策課 総務課 契約管財課 企画課 田老総合事務所 総合窓口課員 水産課員 建設課員 施設課員 教育委員会総務課 教育委員会学校教育課 その他本部員が指名する者
避難所 運営班		避難所運営班のうち、津波避難所の 開設運営を担当する班員

別表2 災害警戒本部の分掌事務

課名	分掌事務
危機管理課	1 災害警戒本部の設置及び運営に関すること。 2 情報の収集及び伝達に関すること。 3 県及び他の関係機関（報道機関を除く。）に対する市災害状況等の報告に関すること。 4 被害対策の調整に関すること。
消防対策課	1 地震情報、津波予報・注意報の収集及び伝達に関すること。 2 災害の拡大防止に関すること。 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。
総務課	危機管理課に対する応援に関すること。
契約管財課	1 電話交換に関すること。 2 車両の確保及び配車に関すること。
企画課	1 災害広報、記録に関すること。 2 報道機関との連絡調整に関すること。
総合窓口課	避難所の開設運営に関すること。
水産課	水産関係の被害調査に関すること。
建設課	1 河川、道路、橋梁等の被害調査に関すること。 2 交通の保安、道路施設の保全並びに通行の禁止及び制限に関するこ と。
施設課	水道施設及び下水道施設の被害調査に関すること。
教育委員会 総務課 学校教育課 文化課	1 学校、社会教育施設、社会体育施設、文化施設及び文化財の被害調査に関すること。 2 児童生徒、教員等の被害調査及び安全確保に関すること。 3 避難所になっている学校等の確保に関すること。
田老総合事務所 新里総合事務所 川井総合事務所	1 事務所管内の被害対策全般に関すること。 2 情報の収集及び報告に関すること。 3 災害警戒本部との連絡調整に関すること。
避難所運営班	避難所の開設運営に関すること。

別表3 災害対策本部の組織



部	部 長	副 部 長	班	班 長	
危機管理監	危機管理監	危機管理課長 消防対策課長	防災班 消防班	部長等が指名する者 部長等が指名する者	
総務部	総務部長 会計管理者 議会事務局長	総務課長	第1庶務班	部長等が指名する者	
		財政課長	財政班	部長等が指名する者	
		契約管財課長	契約班	部長等が指名する者	
		税務課長	調査班	部長等が指名する者	
		会計課長	出納班	部長等が指名する者	
		議会事務局	協力班	部長等が指名する者	
企画部	企画部長	企画課長	第2庶務班	部長等が指名する者	
		公共交通推進課長	第3庶務班	部長等が指名する者	
		秘書課長	秘書班	部長等が指名する者	
		田老総合事務所長	田老総合事務所班	部長等が指名する者	
		新里総合事務所長	新里総合事務所班	部長等が指名する者	
		川井総合事務所長	川井総合事務所班	部長等が指名する者	
エネルギー・環境部	エネルギー・環境部長	エネルギー推進課長 環境課長	エネルギー班 環境班	部長等が指名する者 部長等が指名する者	
市民生活部	市民生活部長	総合窓口課長	第2援護班	部長等が指名する者	
		出張所班	出張所班	部長等が指名する者	
		市民協働課長	衛生生活班	部長等が指名する者	
		福祉課長	第1援護班	部長等が指名する者	
保健福祉部	保健福祉部長	子ども家庭センター所長	第3援護班	部長等が指名する者	
		介護保険課長	第4援護班	部長等が指名する者	
		健康課長	医療班	部長等が指名する者	
		商業振興課長	産業支援班	部長等が指名する者	
商工労働観光部	商工労働観光部長	観光課長	観光班	部長等が指名する者	
		港湾課長	港湾班	部長等が指名する者	
		農林課長	農林班	部長等が指名する者	
農林水産部	農林水産部長	水産課長	水産班	部長等が指名する者	
		建設課長	第1建設班	部長等が指名する者	
		都市計画課長	第2建設班	部長等が指名する者	
都市整備部	都市整備部長	建築住宅課長	第3建設班	部長等が指名する者	
		上下水道課長 (兼生活排水課長)	経営課長 施設課長	経営班 施設班	部長等が指名する者 部長等が指名する者
		教育課長	第1教育班 第2教育班	部長等が指名する者 部長等が指名する者	

別表4 災害対策本部の分掌事務

## (1) 災害発生前

区分	活動項目	担当部班
1 事前の情報収集、連絡調整	(1) 震度及び潮位状況の把握及び分析 (2) 地震及び津波に関する予報・警報等の迅速な伝達 (3) 防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒態勢の強化	危機管理監 企画部
2 災害対策用資機材の点検整備	(1) 災害対策用物資及び機材の点検整備 (2) 医薬品及び医療資機材の点検整備 (3) 感染症予防用薬剤及び感染症予防用資機材の点検整備	危機管理監 保健福祉部
3 公安警備対策	避難指示及び避難誘導の準備	危機管理監
4 活動体制の整備	(1) 本部員となる部長等による対策会議の設置 (2) 企画部、市民生活部及び保健福祉部等各班の活動開始準備	危機管理監 企画部 市民生活部 保健福祉部
5 活動体制の徹底	(1) 本部の配備体制及び職員の配備指令の徹底 (2) 報道機関に対する本部設置の発表 (3) 防災関係機関に対する本部設置の通知 (4) 災害応急対策用車両等の確保 (5) 各部の配備状況の把握 (6) 各部に対する被害速報の収集報告の指令（人的及び住家被害情報の優先）	危機管理監 総務部 企画部

## (2) 災害発生後

部名	班名	分掌事務	根拠法令
危機管理監	防災班 (危機管理課)	1 本部の設置及び運営に関すること。 2 情報の収集及び伝達に関すること。 3 職員の非常招集及び配備体制に関すること。 4 関係機関に対する被害状況等の報告に関すること。 5 非常通信に関すること。 6 警戒区域の設定に関すること。 7 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく従事命令等に関すること。 8 本部の庶務に関すること。 9 各部が実施する災害対策の総合調整に関すること。 10 関係機関、団体に対する応援要請等に関すること。 11 自衛隊の派遣要請及び受け入れに関すること。 12 罹災証明書の交付に係る連絡調整に関すること。 13 防災機関との連絡調整に関すること。 14 部内各班の連絡調整に関すること。 15 防災会議に関すること。	基23条 基51条  基53条  基57条 基63条 基65条  自83条

	消防班 (消防対策課)	1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 予報及び警報の伝達に関すること。 3 消防活動及び水防活動に関すること。 4 被害の拡大防止に関すること。 5 避難立退きの指示及び誘導に関すること。 6 救助活動に関すること。 7 行方不明者の捜索、手配及び遺体の収容に関するこ と。 8 被災地の秩序維持に関すること。 9 危険物の保安に関すること。 10 部内他班に対する応援に関すること。	基 56 条 基 58 条 基 59 条 基 60 条
総務部	第1庶務班 (総務課)	1 防災班に対する応援に関すること。 2 災害時における職員の動員及び調整に関すること。 3 県知事から委任された従事命令に関すること。 4 市議会に関すること。 5 部内各班の連絡調整に関すること。	基 71 条
	財政班 (財政課)	1 応急対策予算の調整に関すること。 2 災害基金に関すること。 3 財政金融措置に関すること。 4 応急公用負担に関すること。 5 損失補償、損害補償等に関すること。 6 緊急救助費用の経理に関すること。 7 部内他班に対する応援に関すること。	基 101 条 基 64 条 基 82、84 条
	契約班 (契約管財課)	1 災害関係物品の購入、受払いに関すること。 2 応急対策の請負契約に関すること。 3 緊急輸送車両の確保及び配車に関すること。 4 輸送車両用燃料の確保及び給油手配に関すること。 5 職員、被災者、物資等の輸送に関すること。 6 輸送機関との連絡調整に関すること。 7 燃料の確保に関すること。 8 本部の電話交換に関すること。 9 市有財産等の貸与、使用に関すること。 10 他部に属さない市有財産の被害調査及び応急対策に関するこ と。 11 緊急通行車両確認証明書及び標章の受領に関するこ と。 12 部内他班に対する応援に関すること。	
	調査班 (税務課)	1 住家等の被害調査、り災者台帳の作成及び罹災証明書 の交付に関すること。 2 被災納税者の取扱いに関すること。 3 部内他班に対する応援に関すること。	
	出納班 (会計課)	1 会計に関すること。 2 義援金の出納及び保管に関すること。 3 災害見舞金等の出納保管に関すること。 4 部内他班に対する応援に関すること。	

	協力班 (議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、市有施設)	<p>1 自衛隊の集結場所の設置及び運営の協力に関すること。</p> <p>2 他市町村等からの応援隊及びボランティアの受け入れ場所の設置及び運営の協力に関すること。</p> <p>3 他班に対する応援に関すること。</p> <p>※班内の総合調整は議会事務局が行う。</p>	
企画部	第2庶務班 (企画課)	<p>1 防災班に対する応援に関すること。</p> <p>2 災害関係来市者の受付け及び宿泊の手配に関するこ と。</p> <p>3 渉外要望に関すること。</p> <p>4 海外からの支援の受け入れに関すること。</p> <p>5 部内他班に対する応援に関すること。</p> <p>6 避難所への情報提供に関すること。</p> <p>7 災害広報、記録に関すること。</p> <p>8 報道機関に関すること。</p>	
	第3庶務班 (公共交通推進課)	<p>1 部内他班に対する応援に関すること。</p> <p>2 防災班に対する応援に関すること。</p>	
	秘書班 (秘書課)	<p>1 記者会見に関すること。</p> <p>2 部内他班に対する応援に関すること。</p> <p>3 防災班に対する応援に関すること。</p>	
	田老総合事務所班	<p>1 事務所管内の災害対策全般に関すること。</p> <p>2 情報の収集及び報告に関すること。</p> <p>3 災害対策本部及び本庁各班との連絡調整に関するこ と。</p> <p>※班内の総合調整は地域振興係が行う。</p>	
	新里総合事務所班	<p>1 事務所管内の災害対策全般に関すること。</p> <p>2 情報の収集及び報告に関すること。</p> <p>3 災害対策本部及び本庁各班との連絡調整に関するこ と。</p> <p>※班内の総合調整は地域振興係が行う。</p>	
	川井総合事務所班	<p>1 事務所管内の災害対策全般に関すること。</p> <p>2 情報の収集及び報告に関すること。</p> <p>3 災害対策本部及び本庁各班との連絡調整に関するこ と。</p> <p>※班内の総合調整は地域振興係が行う。</p>	
エネルギー・環境部	エネルギー班 (エネルギー推進課)	<p>1 部内他班に対する応援に関すること。</p> <p>2 防災班に対する応援に関すること。</p>	
	環境班 (環境課)	<p>1 部内他班に対する応援に関すること。</p> <p>2 防災班に対する応援に関すること。</p>	

市民生活部	第2援護班 (総合窓口課)	1 避難所の設置運営に関すること。 2 避難民の収容に関すること。 3 避難施設関係者との連絡調整に関すること。 4 部内各班の連絡調整に関すること。	
	出張所班 (各出張所)	情報の収集及び報告に関すること。	
	衛生生活班 (環境生活課)	1 清掃及び消毒に関すること。 2 し尿及び廃棄物の処理の調整に関すること。 3 遺体の収容等に係る関係機関との連絡及び遺体の処理に対する協力に関すること。 4 衛生施設等の被害調査に関すること。 5 物資及び食料の供給に関すること。 6 炊き出しの手配及び給食に関すること。 7 日本赤十字社、その他社会事業団体との連絡に関すること。 8 日本赤十字社の応援を得て行う応急対策に関すること。 9 災者の相談に関すること。 10 義援物資及び義援金受け付け及び配分に関すること。 11 被災者台帳システムに関すること。	基 50 条  救 23 条
保健福祉部	第1援護班 (福祉課)	1 災害救助法の適用手続きに関すること。 2 生活保護世帯、社会福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 3 障がい者の救護に関すること。 4 災害救助法に基づく給貸与物資及び生業資金に関すること。 5 その他厚生、救援に関すること。 6 部内各班の連絡調整に関すること。	救 2 条  救 23 条
	第3援護班 (こども課)	1 児童、母子世帯の応急対策に関すること。 2 臨時託児所の設置に関すること。 3 部内各班の連絡調整に関すること。	
	第4援護班 (介護保険課)	1 高齢者福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 高齢者等要援護者の救護に関すること。 3 その他厚生、救援に関すること。 4 部内他班に対する応援に関すること。	
	医療班 (健康課)	1 人的被害の調査に関すること。 2 医療、助産に関すること。 3 感染症予防及び対策に関すること。 4 医療機関及び医療関係者の動員に関すること。 5 医薬品、衛生材料及び医療器材の確保に関すること。 6 医療救護班の編成及び活動に関すること。 7 救護所の設置に関すること。 8 医療施設等の被害調査に関すること。 9 傷病者の搬送に関すること。 10 被災者のこころのケアに関すること 11 避難者の健康管理に関すること	

産業振興部	産業支援班 (産業支援センター)	1 商業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2 商業団体等との連絡調整に関すること。 3 被災商業者の災害融資に関すること。 4 工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 5 工業団体等との連絡調整に関すること。 6 労働力の確保に係る連絡調整に関すること。 7 労務者及び技術者の協力に関すること。 8 高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係の被害調査に関すること。 9 被災工業者の災害融資に関すること。 10 部内各班の連絡調整に関すること。 11 部内他班に対する応援に関すること。	
	観光班 (観光課)	1 観光客の援護に関すること。 2 自然公園及び観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 他市町村等からの応援部隊等の宿泊施設の確保に関すること。 4 部内他班に対する応援に関すること。	
	港湾班 (企業立地港湾課)	1 港湾の被害調査に関すること 2 部内他班に対する応援に関すること。	
	農林班 (農林課)	1 農畜産物、農地、農業用施設、土地改良施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 家畜伝染病予防及び家畜防疫対策に関すること。 3 被災農家等の災害融資に関すること。 4 治山・林業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 5 被災林家等の災害融資に関すること。 6 部内他班に対する応援に関すること。	
	水産班 (水産課)	1 水産関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 漁港施設及び漁港区域に係る海岸保全施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 在港中の漁船等の対策に関すること。 4 被災漁家の災害融資に関すること。 5 部内他班に対する応援に関すること。	
	第1建設班 (建設課)	1 道路、河川、橋梁、水ひ門等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 地すべり等の被害調査及び応急対策に関すること。 3 応急復旧用建築資材の確保に関すること。 4 通行の禁止及び制限等交通の規制に関すること。 5 障害物の除去に関すること。 6 部内各班の連絡調整に関すること。 7 部内他班に対する応援に関すること。	
都市整備部	第2建設班 (都市計画課)	1 都市施設等被害調査及び応急対策に関すること。 2 部内他班に対する応援に関すること。	

	第3建設班 (建築住宅課)	1 公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 2 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理に関すること。 3 建築物及び宅地の応急危険度の判定に関すること。 4 応急仮設住宅等への入居等に関すること。 5 応急危険度判定士の派遣要請に関すること。 6 部内他班に対する応援に関すること。	
(兼上下生活排水道課部)	施設班 (施設課)  経営班 (経営課)	1 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 被災世帯の飲料水の確保及び給水対策に関すること。 3 水道施設の復旧に係る資機材の確保及び斡旋に関すること。 4 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 5 部内他班に対する応援に関すること。	
教育部	第1教育班 (総務課) (学校教育課)	1 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 避難所の開設及び運営の協力に関すること（所管する小学校及び中学校に開設するものに限る。）。 3 教育関係団体との連絡調整に関すること。 4 学校給食の応急対策に関すること。 5 学校給食センターによる炊き出しに関すること。 6 部内各班の連絡調整に関すること。 7 児童、生徒及び教職員の被害調査に関すること。 8 学校に対する連絡及び指示に関すること。 9 児童、生徒の避難救助に関すること。 10 災児童及び生徒に対する応急教育に関すること。 11 学用品の調達及び支給に関すること。 12 教員の非常招集及び配置に関すること。 13 部内他班に対する応援に関すること。	基 50 条 救 23 条
	第2教育班 (生涯学習課) (文化課)	1 社会教育施設及び社会体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 避難所の開設及び運営の協力に関すること（所管する社会教育施設及び社会体育施設に開設するものに限る。）。 3 社会教育関係団体及び社会体育関係団体との連絡調整に関すること。 4 部内他班に対する応援に関すること。 5 文化財、文化施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 6 部内他班に対する応援に関すること。	

(凡例) 基…災害対策基本法 自…自衛隊法 救…災害救助法

## 第2節 職員の動員計画

### 第1 基本方針

市及びその他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、職員の動員体制について、安全の確保に十分に配慮しつつ計画を定める。

### 第2 配備体制

市本部の配備体制は、次のとおりとする。

配備体制	動員範囲	配備時期 (地震・津波災害対策編第3章第1節)	
災害警戒本部	災害警戒本部の職員	ア	岩手県津波予報区に津波注意報が発表されたとき
		イ	宮古市の区域に震度4の地震が発生したとき
災害対策本部	1号非常配備	ア	岩手県津波予報区に津波警報が発表されたとき
		イ	宮古市の区域に震度5弱の地震が発生したとき
		ウ	相当規模の災害が発生したとき
	2号非常配備	ア	岩手県津波予報区に大津波警報が発表されたとき
		イ	宮古市の区域に震度5強以上の地震が発生したとき
		ウ	大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
		エ	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震による被害が発生し、又は発生する恐れがある場合

備考 1 1号非常配備該当職員……各課長等が指名する職員

2 2号非常配備該当職員……全職員

### 第3 動員体制の整備

#### 1 非常招集計画

各部長は、次の事項を内容とした各部ごとの職員の非常招集計画を毎年作成し、総務部長、危機管理監に提出するとともに、部員に周知徹底しておく。

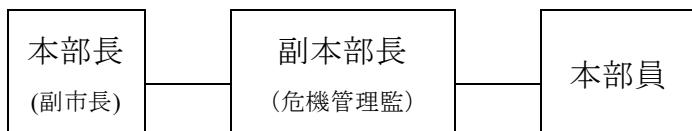
- (1) 非常招集の系統及び配備体制
- (2) 非常招集通知の方法
- (3) 職員ごとの参集所要時間及び参集方法

- (4) 参集場所
- (5) 非常招集事務担当者
- (6) その他必要な事項

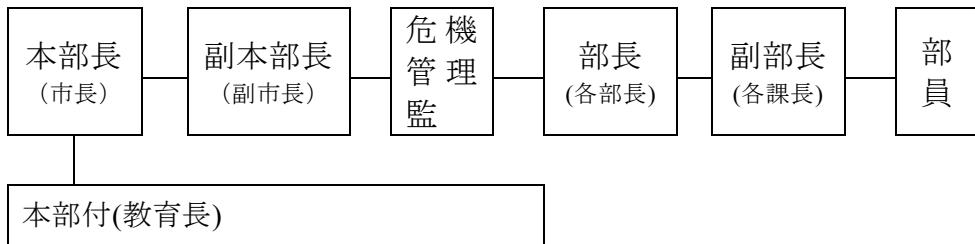
## 2 動員の系統

動員は、次の系統によって通知する。

- (1) 災害警戒本部



- (2) 災害対策本部



## 3 動員の方法

配備指令の伝達は、次の方法で行う。

区分	伝達方法
勤務時間内	電話、庁内放送、防災行政無線等
勤務時間外	電話、防災行政無線等 (ただし、自主参集を基本とする。)

## 4 参集場所

地震発生及び津波注意報・警報発表の場合の参集場所（避難所運営班員を除く）は、勤務する庁舎とする。なお、市役所本庁に参集する場合の災害警戒・対策本部員（運営班含む）の駐車場は、本庁前とし、その他の職員は第一中学校校庭内西側とする。

## 5 参集方法

- (1) 参集方法は、極力、徒歩、自転車、バイクを用いるものとし、自動車の使用は、遠方等で他の手段がない場合に限るものとする。
- (2) 津波警報の発令時においては、沿岸部等津波浸水が想定される経路を用いないものとし、各職員はあらかじめ安全な参集経路を設定しておくものとする。

## 6 自主参集

各配備指令の対象となる職員は、震度5弱以上の地震が発生し、又は津波警報若しくは大津波警報が発表された場合においては、配備指令を待たずに、所定の参集場所に参集する。

## 7 所定の参集場所に参集できない場合の対応

- (1) 職員は、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、やむを得ない事情（浸水区域の通過等）により、所定の参集場所に参集でき

ないときは、所属公所の長に連絡の上、原則として、本庁又は最寄り総合事務所及び支所、公民館その他の市の公所に参集する。

- (2) 参集した職員は、参集先の機関の長に対して到着の報告を行い、到着の報告を受けた参集先の機関の長は、その参集状況をとりまとめの上、速やかに市本部長（各部長）に報告する。
- (3) 参集先の公所の長は、その後の事情によって、所属以外の職員を所属公所へ移動することが可能と判断した場合は、当該職員の所属長と調整の上、当該職員の移動を命ずる。

## 第3節 津波警報・地震情報等の伝達計画

### 第1 基本方針

- 1 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震・津波情報及び津波予報（以下、本節中「津波警報等」という。）並びに地震及び津波に関する異常な現象に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、津波警報等を住民等に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。
- 3 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、公私の団体及び観光客、釣り客やドライバー等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されることに配慮する。また、外国人や聴覚障害者、視覚障害者等にも的確に伝わること等に配慮する。
- 4 船舶に対する津波警報等の伝達及び陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置について配慮する。

### 第2 実施機関

実施機関	担当業務
市本部長	津波警報等の周知
県本部長	津波警報等の市町村等に対する伝達
第二管区海上保安本部 (宮古海上保安署)	津波警報等の船舶への周知
東北地方整備局 (三陸国道事務所)	津波警報等の道路利用者への周知
東日本電信電話(株)又は 西日本電信電話(株)	津波警報等の市に対する伝達
気象庁 (盛岡地方気象台)	1 津波警報等の発表 2 上記の警報等の関係機関に対する通知
各放送局	津波警報等の放送

(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機管理監	防災班、消防班	津波警報等の周知
企画部	各総合事務所班	

### 第3 実施要領

#### 1 津波警報等の種類及び伝達

##### (1) 地震動の警報及び地震情報の種類

###### ① 緊急地震速報（警報）

ア 気象庁は、最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上の

揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて市民に提供する。

- イ 緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。
- ウ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測地点で観測された地震波を解析することにより、強い揺れの発生を知らせる警報であることから、震源付近では強い揺れが到達する前に、警報が発表されないことがあることに注意する。

## ② 地震情報の種類と内容

市は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

種類	発表基準	内容
地震に関する情報	震度速報	・震度3以上。  地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
	震源に関する情報	・震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）。  「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を附加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
	震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時  地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。  震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合  地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）

	遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マグニチュード 7.0 以上</li> <li>・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</li> </ul> <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。</p>	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 30 分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響に関する記述して発表。※</p> <p>※国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表。</p>
	北海道・三陸沖後発地震注意報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合</li> <li>・想定震源域の外側でモーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域を与えるものであると評価された場合</li> </ul>	気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後 15 分～2 時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意報」が発表
	その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</li> </ul>	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
	推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度 5 弱以上</li> </ul>	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

### ③ 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体や報道機関等へ提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	<p>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報等発表時（遠地</li> </ul>	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるよう、地震の概要、震度や長周期地

	<p>地震による発表時除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岩手県内で震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)</li> </ul>	<p>震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震解説資料（全国速報版）上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。</li> <li>・ 地震解説資料（地域速報版）上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。</li> </ul>
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	<p>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波警報等発表時</li> <li>・ 岩手県内で震度5弱以上を観測</li> <li>・ 社会的に関心の高い地震が発生</li> </ul>	<p>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震解説資料（全国詳細版）地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</li> <li>・ 地震解説資料（地域詳細版）地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある。）</li> </ul>
地震活動図	・ 定期（毎月）	地震・津波防災に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府県内及びその地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・ 定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するため

		に、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料。
--	--	-------------------------

## (2) 津波警報等の種類

### ① 津波警報等の種類と内容

- ア 気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や震源を即時に推定し、沿岸で予想される津波の高さを求め発表する。
- イ 津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。
- ウ 大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。
- エ 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、数値により発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震が発生した場合においては予想される津波の高さを定性的表現で発表する。
- オ 予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合においては、その後の情報として、数値で示した予想される津波の高さを発表する。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m < 予想される津波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m < 予想される津波の高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想される津波の高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超えて、3m以下の場合	3m (1m < 予想される津波の高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m ( 0.2m≤予想される津波の高さ≤1m)	表記なし	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。
-------	--	-----------------------------	------	---

- 注) 1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなつた時点における潮位とその時点に津波がなかつたとした場合の潮位との差であつて、津波によつて潮位が上昇した高さをいう。
- 2 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 3 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 4 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 5 どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- 6 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

## ② 津波情報の種類と内容

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容	留意事項
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表。	・津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によつては、この時刻よりも數十分、場合によつては1時間以上遅れて津波が襲つてくることがある。 ・津波の高さは、一般的に地形の影響等

		そのため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表。	・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）。	・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）。	・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。 ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。	

(※1)・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

- ・最大波の観測値の発表内容は以下のとおり。

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※2)・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値か

ら推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

- 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階での数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測地についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができる他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。
- 最大波の観測値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）は以下のとおり。

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報を発表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を発表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

- 沿岸からの距離が100kmを超える沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は以下のとおり。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの予報区で大津波警報又は津波警報が発表中	より沿岸から近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」で発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

### ③ 津波予報の内容

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

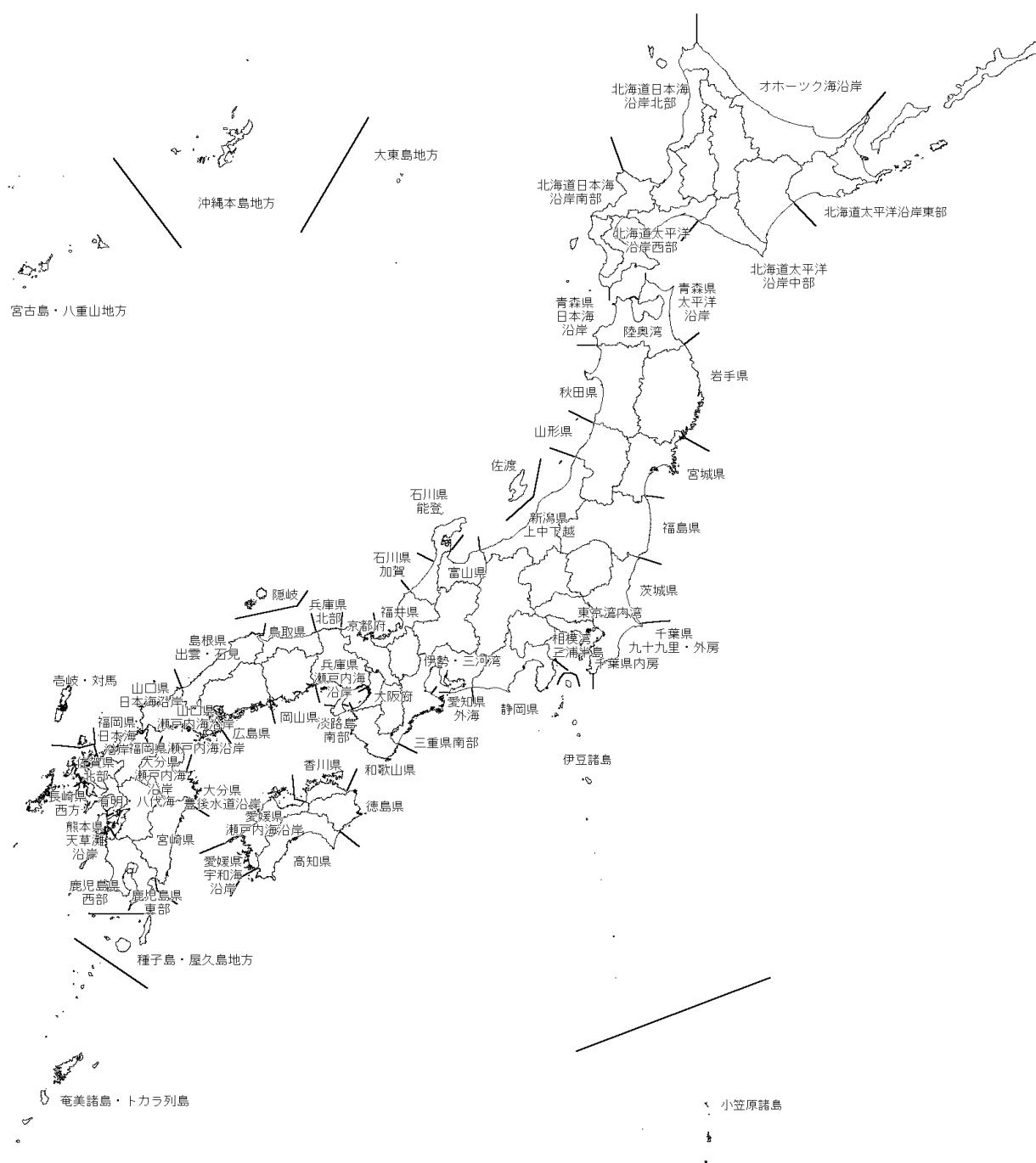
	発表基準	内 容
皮 津	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。

	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

### (3) 津波警報等における津波予報区と震央地名

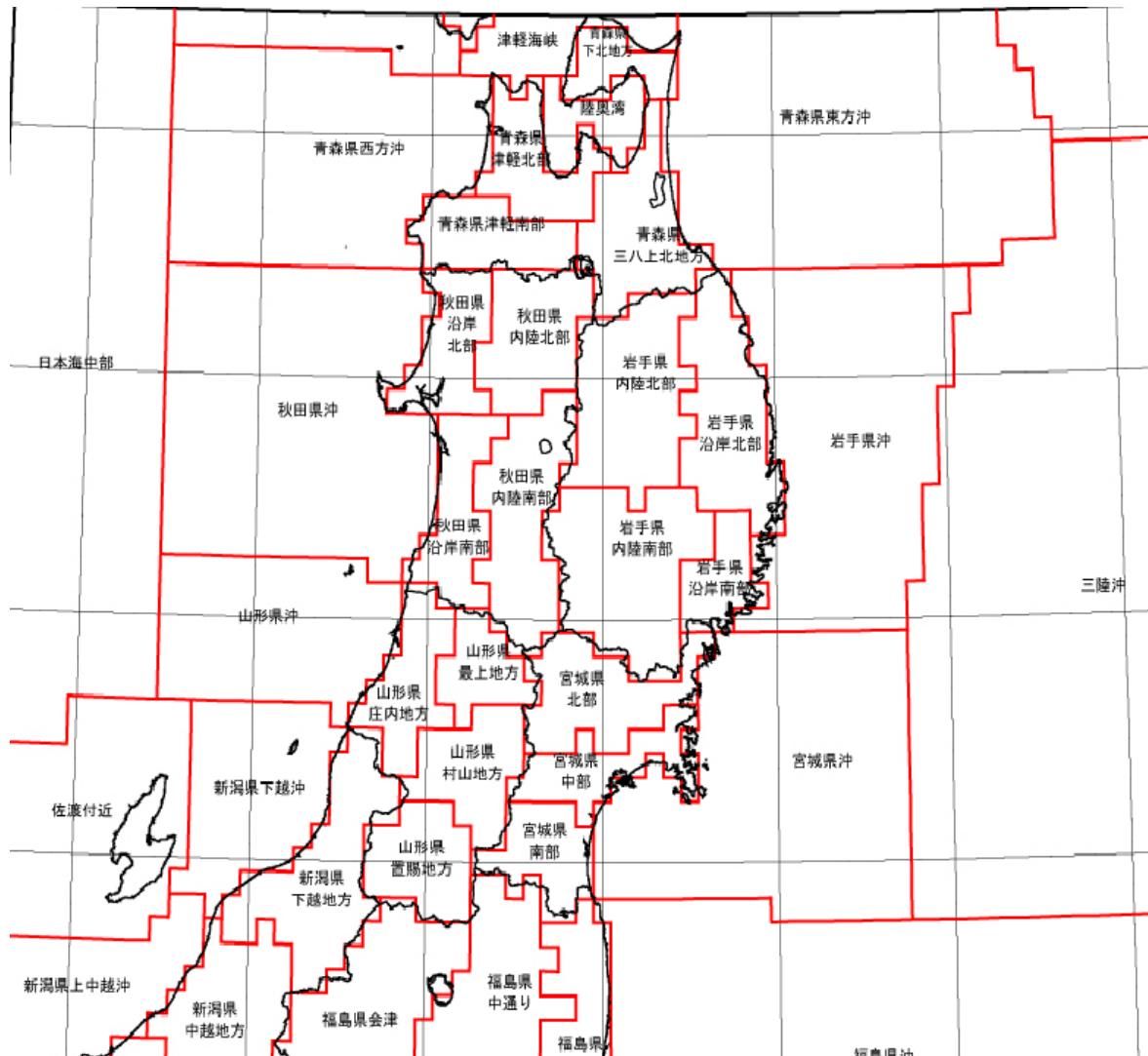
## ① 津波予報区

津波注意報・警報は、震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね 600km 以遠にある地震による津波については、津波予報全国中枢(気象庁本庁)が、また、おおむね 600km 以内にある地震による津波については、津波予報全国中枢もしくは津波予報地方中枢(東北地方は、仙台管区気象台)が担当し、発表する。



## ② 情報に用いる震央地名

地震情報に用いる東北地方の震央地名は、次のとおりである。



## (4) 伝達系統

津波警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

津波警報等の区分	発表機関	伝達系統
大津波警報・津波警報・津波注意報	気象庁本庁等	津波警報等伝達系統図(別図1)のとおり。
地震及び津波に関する情報	気象庁本庁等	地震及び津波に関する情報伝達系統図(別図2)のとおり。

## (5) 市の措置

- ① 市本部長は、津波警報・津波注意報、地震・津波情報及び津波予報を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、住民、団体等に対して広報を行う。
- ② 市本部長は、大津波警報(津波特別警報)を受領した又は自ら知った

場合は、直ちに、その内容を住民、団体等に周知するとともに、その内容を関係機関に通知する。

- ③ 市本部長は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。
- ④ 津波警報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、関係機関との連絡を密にするなど、的確な状況の把握に努める。
- ⑤ 市本部長は、住民等に対する津波警報等の伝達手段を確保する。
- ⑥ 津波警報等は、あらゆる伝達手段を用いて、市民に迅速に広報を図るものとし、おおむね、次の方法による。

ア 防災行政無線	オ 防災ラジオ
イ 電話及びFAX	カ 携帯端末の緊急速報メール機能
ウ 広報車	キ ソーシャルメディア
エ サイレン及び警鐘	ク 自主防災組織等の広報活動

- ⑦ 防災行政無線による津波警報等の伝達に際しては、必要な場合、市民の『逃げなければいけない』という意識を喚起するため、命令口調を用いるものとする。

## 2 異常現象発生時の通報

### (1) 異常現象発見者の通報義務

- ① 地震及び津波に関する異常な現象を発見した者は、速やかに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。
- ② 異常現象の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を市長に通報するとともに、(2)に定める担当機関の長に通報するよう努める。

### (2) 市長等の通報先

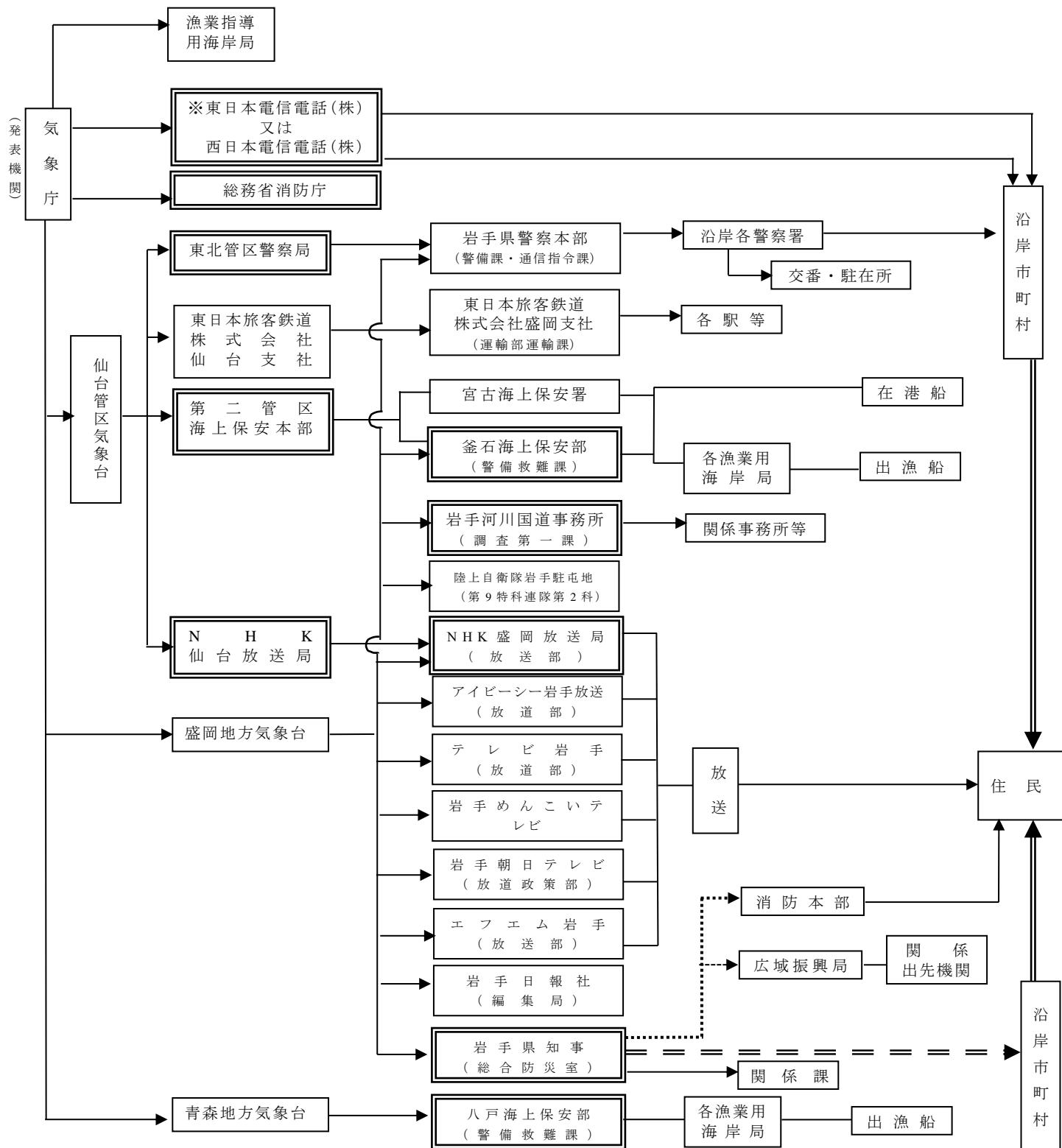
通報を受けた市長等は、盛岡地方気象台及び県総合防災室に通報する。

### (3) 異常現象の種類

通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象は、おおむね、次のとおりである。

区分	異常現象の内容
地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
津波に関する事項	潮位の異常な変動
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

別図1 津波警報等伝達系統図



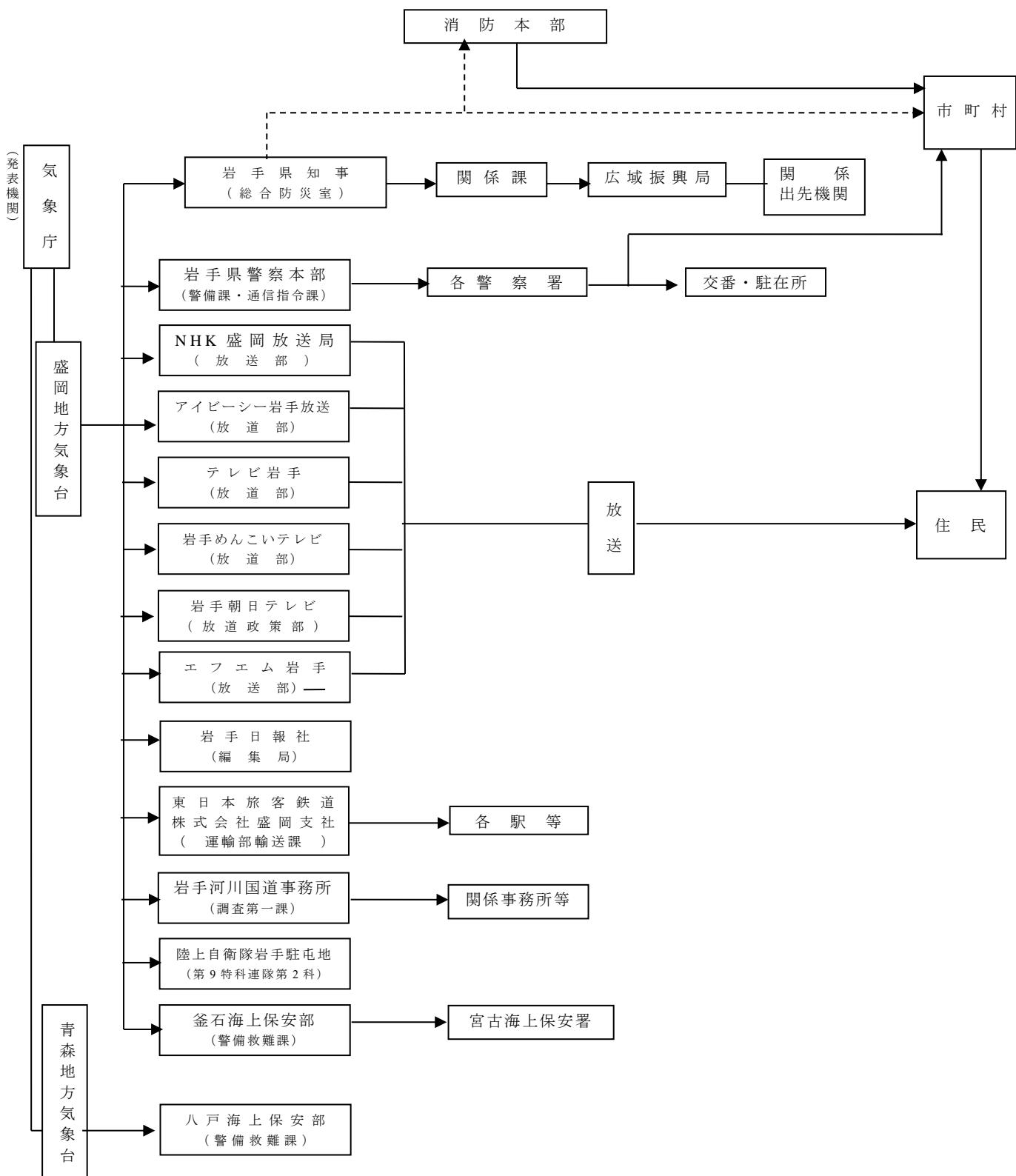
(注) 1 ※は、大津波警報、津波警報発表及び解除のみ

2 -----線及び ······ 線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線

二重枠で囲まれている機関は、気象業務報施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

4 二重線の経路（-----線及び————線、——線）は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

別図2 地震及び津波に関する情報伝達系統図



(注) -----は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線

## 第4節 通信情報計画

### 第1 基本方針

- 1 市及びその他の防災関係機関は、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。
- 3 震災時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関の有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

### 第2 実施要領

- 1 電気通信設備の利用

【本編・第3章・第4節・第2・1 参照】

- 2 通信施設の利用

【本編・第3章・第4節・第2・2 参照】

- 3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保

【本編・第3章・第4節・第2・3 参照】

## 第5節 情報の収集・伝達計画

### 第1 基本方針

- 1 震災時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、災害情報システムを利用する等、防災関係機関と密接に連携を図る。
- 3 地震により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。
- 5 市及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。
- 6 市及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。

### 第2 実施機関

【本編・第3章・第5節・第2 参照】

### 第3 実施要領

#### 1 災害情報の収集、報告

- (1) 各災害情報ごとの収集及び報告に係る責任者は、前項に示した担当部の部長とし、各部長は、調査要領、連絡方法等を定める。
- (2) 災害情報の総括責任者は危機管理監とし、災害情報の収集、総括及び報告の実務は防災班が行う。
- (3) 市本部長は、災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密に連絡を行う。
- (4) 市本部長は、災害の規模及び状況により、市本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、地方支部長又は防災関係機関の長に対して、応援要請を行う。

ア 職種及び人数	エ 応援業務の内容
イ 活動地域	オ 携行すべき資機材等
ウ 応援期間	カ その他参考事項

- (5) 市本部長は、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づく災害情報の報告については、消防組織法第22条の規定に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う（県に

報告ができない場合にあって、内閣総理大臣に報告する場合も、これに準じる。)。

- (6) 市本部長は、被害状況を、地方支部長に報告することを原則とするが、緊急を要する場合には、県本部長に直接、報告する。
- (7) 市本部長は、市の区域内で震度5強以上を観測した場合、第1報を県本部長及び消防庁に対して原則として、覚知後30分以内で可能な限り迅速に報告する。
- (8) 市本部長は、県本部との連絡がとれない場合は、直接、国に対して被害状況を報告する。
- (9) 市本部長、消防機関の長は、火災が同時多発し、あるいは、多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに、消防庁長官及び県本部長に報告する。
- (10) 市本部長、消防機関の長は、直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知した場合は、第一報については、県本部の他に、直接消防庁にも原則として30分以内に報告する。
- (11) 市本部長は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等を早期に把握し、県に報告する。
- (12) 市本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。
  - ① 災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的な状況、個別の災害情報などの概略情報を報告する。
  - ② 収集した情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。
  - ③ 災害応急対策に必要な災害情報は、その情報源及び収集方法等を明らかにしておく。
  - ④ 防災関係機関は、その所管する災害情報の収集、報告に係る責任者を定める。
 また、災害が発生した場合には、関係機関に対して、迅速かつ正確に報告、又は通報する。
- (13) 市本部長は、必要に応じて、関係機関や協定先の協力を得ながら、ドローンにより、上空から被災状況の把握に努める。
- (14) 市本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

## 2 災害情報収集の優先順位

【本編・第3章・第5節・第3・2 参照】

## 3 災害情報の報告要領

【本編・第3章・第5節・第3・3 参照】

4 災害情報通信の確保

【本編・第3章・第5節・第3・4 参照】

## 第6節 広報広聴計画

### 第1 基本方針

- 1 震災時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動への協力に努める。
- 5 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報についてへの配慮をする。
- 6 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮をする。

### 第2 実施機関

実施機関	広報広聴活動の内容
市本部長	1 災害の発生状況 2 津波警報等及び災害発生時の注意事項 3 市本部長が実施した避難指示等 4 医療所、避難所の開設状況 5 救護所の開設状況 6 道路及び交通情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 二次災害の予防に関する情報 10 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 11 安否情報及び避難者名簿情報 12 生活関連情報 13 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 14 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 15 その他必要な情報
県本部長	1 災害の発生状況 2 津波警報等及び災害発生時の注意事項 3 市町村長等が実施した避難指示等 4 救護所の開設状況 5 交通機関の運行状況及び交通規制の状況

	6 医療機関の情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 安否情報 10 生活関連情報 11 相談窓口の開設状況 12 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 13 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 14 その他必要な情報
宮古海上保安署	1 津波警報等及び災害発生時の注意事項 2 事故発生海域における船舶航行の安全に係る指示
三陸国道事務所	1 津波警報等及び災害発生時の注意事項 2 水防に係る指示 3 所管施設の被災状況、復旧状況及び災害応急復旧の見通し
東日本電信電話（株）岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コムユニケーションズ（株） (株)NTTドコモ KDDI（株） ソフトバンク（株）	1 通信の疎通の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者に協力をお願いする事項
日本赤十字社 岩手県支部	義援金の募集及び受付情報
岩手県社会福祉協議会	防災ボランティアの募集情報
日本放送協会盛岡放送局	1 津波警報等の伝達 2 緊急警報放送 3 避難指示等の情報 4 災害の発生情報及び被害状況 5 各災害応急対策の実施状況
東日本旅客鉄道（株）盛岡支社 三陸鉄道（株）	1 鉄道施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への代替輸送等の情報
東北電力ネットワーク（株） 宮古電力センター	1 電力関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への電力供給等の情報
（株）IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 宮古エフエム放送(株)	1 津波警報等の伝達 2 避難指示等の情報 3 災害発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局	1 避難指示等の情報 2 災害発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況

(株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局		
岩手県北自動車 (株)宮古営業所	1 バス路線の復旧状況 2 利用者等への情報提供	
(一社)岩手県高圧ガス 保安協会宮古支部	1 ガス関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者へのガス供給等の情報	
(市本部の担当)		
部	班	担当業務
危機管理監	防災班 消防班	防災行政無線、広報車（消防車両等）による周知に関するこ
企画部	第2庶務班	ホームページ、広報誌による周知に関するこ。 報道機関に関するこ。
市民生活部	第2援護班	市民相談窓口の設置及び運営
	衛生生活班	り災者の相談に関するこ。

### 第3 実施要領

#### 1 広報活動

##### (1) 広報資料の収集

【本編・第3章・第6節・第3・1(1) 参照】

##### (2) 広報資料の提供

【本編・第3章・第6節・第3・1(2) 参照】

##### (3) 市民に対する広報

###### ① 広報の内容

災害広報は、発災後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について、優先的に広報活動を行う。

- ア 災害の発生状況
- イ 災害発生時の注意事項
- ウ 避難指示の発令状況
- エ 道路及び交通情報
- オ 医療機関の被災情報及び活動状況
- カ 給食、給水の実施
- キ 毛布等の生活関連物資の配給
- ク 安否情報

- ケ ライフラインの応急復旧の見通し
- コ 生活相談の受付
- サ 各災害応急対策の実施状況
- シ その他生活関連情報

② 広報の方法

災害広報の実施者は、総合的な情報を提供するポータルサイト等の設置に努めるほか、各種の広報手段を駆使して行うものとし、おおむね、次の方により実施する。

防災行政無線、広報車、広報誌、インターネット（携帯端末へ配信できるサービスを含む。）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む。）、新聞等

(4) 報道機関への発表

【本編・第3章・第6節・第3・1(4) 参照】

2 広聴活動

【本編・第3章・第6節・第3・2 参照】

## 第7節 交通確保・輸送計画

### 第1 基本方針

- 1 震災時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 市及びその他の防災関係機関は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路等を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内に啓開実施・道路等応急復旧のための専門班を配置し、優先的に交通の確保を図る。
- 3 市、県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。また、避難所等へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市及びその他の防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 5 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。

なお、物資の輸送に当たっては、県及び市町村の物資集積・輸送拠点を経て、各指定避難所等へ物資が届けられるよう緊急輸送ネットワークの形成を図る。

- 6 市は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。
- 7 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国土交通省は物流上、重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。

※啓開 機雷・沈船・防材などの障害を取り除いて水路を切り開くこと。（広辞苑）

### 第2 実施機関

【本編・第3章・第7節・第2 参照】

### 第3 交通確保

- 1 情報連絡体制の確立  
【本編・第3章・第7節・第3・1 参照】

2 防災拠点等の指定

【本編・第3章・第7節・第3・2 参照】

3 緊急輸送道路の指定

【本編・第3章・第7節・第3・3 参照】

4 道路啓開等

【本編・第3章・第7節・第3・4 参照】

5 交通規制

【本編・第3章・第7節・第3・5 参照】

6 災害時における車両の移動

【本編・第3章・第7節・第3・6 参照】

---

## 第4 緊急輸送

---

1 緊急輸送の対象

【本編・第3章・第7節・第4・1 参照】

2 陸上輸送

【本編・第3章・第7節・第4・2 参照】

3 海上輸送

【本編・第3章・第7節・第4・3 参照】

4 航空輸送

【本編・第3章・第7節・第4・4 参照】

## 第8節 消防活動計画

### 第1 基本方針

- 1 地震による大規模火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎよ活動等を行う。
- 2 市は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防ぎよ計画を定める。
- 3 震災時の消防活動においては、断水による消火栓の使用不能、道路の損壊による通行不能及び電話の断線やふくそうによる119番通報の機能麻痺等の消防活動の阻害要因を考慮する。
- 4 市は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 5 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

### 第2 実施機関

【本編・第3章・第8節・第2 参照】

### 第3 実施要領

- 1 市本部長の措置

【本編・第3章・第8節・第3・1 参照】

- 2 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

【本編・第3章・第8節・第3・2(1) 参照】

(2) 火災防ぎよ活動

【本編・第3章・第6節・第3・2(2) 参照】

(3) 救急・救助活動

【本編・第3章・第6節・第3・2(3) 参照】

(4) 避難対策活動

【本編・第3章・第6節・第3・2(4) 参照】

(5) 情報収集・広報活動

【本編・第3章・第6節・第3・2(5) 参照】

(6) 消防警戒区域等の設定  
【本編・第3章・第6節・第3・2(6) 参照】

(7) 措置命令  
【本編・第3章・第6節・第3・2(7) 参照】

3 緊急消防援助隊  
【本編・第3章・第8節・第3・3 参照】

4 県本部長の措置  
【本編・第3章・第8節・第3・4 参照】

## 第9節 津波・浸水対策計画

### 第1 基本方針

- 1 洪水、高潮及び津波による水災を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図る。
- 2 浸水危険区域の監視、警戒活動、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に津波・浸水対策を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。

### 第2 実施機関

実施機関	担当業務
市本部長	1 所管する河川等の監視及び警戒（海面等監視及び沿岸地区の警戒等） 2 大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時における水門等の閉鎖 3 浸水対策用資機材の緊急調達 4 所管する堤防、水門等の応急復旧
県本部長	1 所管する河川等の監視及び警戒 2 市に対する浸水対策用資機材の調達、あっせん 3 所管する堤防、水門等の応急復旧
東北地方整備局	1 所管する河川等の監視及び警戒 2 所管する河川等の応急復旧
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく水防活動等

(市本部の担当)

部	班	担当業務
危機管理監	防災班	1 県及び他の市町村等に対する応援要請 2 自衛隊に対する災害派遣要請 3 浸水対策用資機材の緊急調達 4 津波注意報及び津波警報発令時における水門等の閉鎖
	消防班	1 所管する河川等の監視及び警戒（海面等監視及び沿岸地区の警戒等） 2 津波注意報及び津波警報発令時における水門等の閉鎖 3 上記1及び2に係る消防団出動命令等
都市整備部	第1建設班	所管する河川等の監視及び警戒 所管する水門等の応急復旧
産業振興部	水産班	所管する堤防等の応急復旧

### 第3 実施要領

洪水、高潮及び津波による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第25条の規定に基づく「宮古市水防計画」に準拠して、次の事項を実施する。

## 1 監視、警戒活動

市本部長は、津波警報等が発表された場合及び震度4以上の地震が発生し、津波が襲来するおそれがあると判断した場合は、直ちに河川、海岸、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の警戒にあたる。また、河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型又は当該地震と判定されうる規模の地震による被害が発生し、又は発生する恐れがある場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中止等の措置を講ずるものとする。

## 2 水門等の操作

- (1) 市本部長は、震度4以上の地震が発生した場合並びに大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表された場合は、直ちに門扉を操作できる体制を整え、閉鎖する。
- (2) 水門等の操作者は、地震により水門等に被害が発生し、沈下、変形等により開閉操作が円滑に行われない場合においては、県本部宮古地方支部土木班長等に応援を要請する。
- (3) 市本部長は、水門等の操作者の安全確保のため、あらかじめ定めた安全確保策に従い、水門等の操作者に対し、操作の途中であっても、津波到達予測時刻の10分前までに高台等に避難が完了しているよう命じる。

## 3 浸水対策用資機材の確保

市本部長は、浸水対策用倉庫及び浸水対策用資機材の整備に努めるとともに、あらかじめ、関係団体・業者と応援協定を締結するなど、浸水対策用資機材等の確保を図る。

## 4 浸水防止応急復旧活動

### (1) 河川、海岸

ア 各管理者は、地震により、堤防等が広範囲にわたって崩壊した場合は、河川区域等において活用可能な土地を利用し、緊急用土砂の確保に努める。

イ 各管理者は、地震により、水門等が損壊した場合は、直ちに仮締切り等の応急措置がとれるよう、専門業者等への緊急連絡体制を整備するものとし、業者等の協力を得て、早期復旧を図るとともに、必要に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

### (2) 農業施設

各管理者は、堤防、水門等の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害を防止するために防災関係機関に対して応援要請を行うとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。

## 5 県等に対する応援要請及び自衛隊に対する災害派遣要請

- (1) 危機管理監は、必要な浸水対策活動の実施ができない場合又は浸水対策用資機材の確保ができない場合は、その旨を市本部長に報告する。

- (2) 市本部長は、市本部独自では浸水対策活動の実施又は浸水対策用資機材の確保が困難又は不十分であると認める場合は、県及び他の市町村等に対する応援要請又は自衛隊に対する災害派遣要請を行う。
- (3) 県及び他の市町村等に対する応援要請にあっては、第10節「相互応援協力計画」に定めるところにより、自衛隊に対する災害派遣要請にあっては、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより行う。

## 第10節 相互応援協力計画

### 第1 基本方針

- 1 市は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、県内の市町村と災害時における相互応援協力をを行う。
- 2 市及びその他の防災関係機関は、その所管事務に関する団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- 3 市は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。
- 4 市及びその他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保等を図り、訓練を実施するなど、実効性の確保に努め、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

### 第2 実施機関

【本編・第3章・第10節・第2 参照】

### 第3 実施要領

- 1 県内市町村の相互協力  
【本編・第3章・第10節・第3・1 参照】
- 2 県に対する応援要請  
【本編・第3章・第10節・第3・2 参照】
- 3 団体等との協力  
【本編・第3章・第10節・第3・3 参照】
- 4 関係機関及び民間企業等との協力体制の整備  
【本編・第3章・第10節・第3・4 参照】
- 5 消防活動に係る相互協力  
【本編・第3章・第10節・第3・5 参照】
- 6 他市町村等からの応援部隊等の受入れ  
【本編・第3章・第10節・第3・6 参照】
- 7 経費の負担方法  
【本編・第3章・第10節・第3・7 参照】

## 第11節 自衛隊災害派遣要請計画

### 第1 基本方針

- 1 陸上自衛隊岩手駐屯部隊等は、県内における災害の発生に当たって、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、県本部長等からの災害派遣要請を受けて、又は、一定条件下においては、自主的に人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続き、組織的救援活動を行う。
- 2 市本部長及びその他の防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣が決定された場合は、その受入体制を整備するとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。また、緊急時に、円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図る。

### 第2 実施機関

【本編・第3章・第11節・第2 参照】

### 第3 実施要領

- 1 災害派遣の基準

【本編・第3章・第11節・第3・1 参照】

- 2 災害派遣命令者

【本編・第3章・第11節・第3・2 参照】

- 3 災害派遣時に実施する救援活動

【本編・第3章・第11節・第3・3 参照】

- 4 災害派遣の要請手続

【本編・第3章・第11節・第3・4 参照】

- 5 災害派遣部隊の受入れ

【本編・第3章・第11節・第3・5 参照】

- 6 自衛隊の自主派遣

【本編・第3章・第11節・第3・6 参照】

- 7 災害派遣に伴う経費の負担

【本編・第3章・第11節・第3・7 参照】

## 第12節 防災ボランティア活動計画

### 第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地におけるボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 防災ボランティアの受付、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等、その受入体制の整備に努める。

### 第2 実施機関

【本編・第3章・第12節・第2 参照】

### 第3 実施要領

- 1 防災ボランティアの受入体制の整備  
【本編・第3章・第12節・第3・1 参照】
- 2 防災ボランティアに対する協力要請  
【本編・第3章・第12節・第3・2 参照】
- 3 防災ボランティアの受入れ  
【本編・第3章・第12節・第3・3 参照】
- 4 防災ボランティアの活動内容  
【本編・第3章・第12節・第3・4 参照】

## 第13節 義援物資、義援金の受付・配分計画

### 第1 基本方針

市は、災害時において、被災者に対し県内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受け入れ態勢及び配分方法等を定め、確実、迅速な被災者への配分を実施する。

### 第2 実施機関

【本編・第3章・第13節・第2 参照】

### 第3 実施要領

1 義援物資及び義援金の受け付け及び配分

【本編・第3章・第13節・第3・1 参照】

2 海外からの支援の受入れ

【本編・第3章・第13節・第3・2 参照】

## 第14節 災害救助法の適用計画

### 第1 基本方針

- 1 県本部長は、震災による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）を適用し、法に基づく救助を実施する。
- 2 法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として活動に当たるが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を市本部長に委任する。
- 3 県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

### 第2 実施機関

【本編・第3章・第14節・第2 参照】

### 第3 実施要領

#### 1 法の適用基準

【本編・第3章・第14節・第3・1 参照】

#### 2 法適用の手続

- (1) 市本部長は、市内における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちに、その旨を宮古地方支部福祉環境班長を通じて県本部長に情報提供する。
- (2) 法の適用基準となる被害世帯数については、第5節「情報の収集、伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告」（被害報告様式2）により、県本部長に情報提供する。
- (3) 市本部長は、地震による被害規模が大きく、被害状況を早急に取りまとめることが困難な場合においては、被害の概要を報告するものとする。

#### 3 救助の実施

【本編・第3章・第14節・第3・3 参照】

### 第4 救助の種類、程度、期間等

【本編・第3章・第14節・第4 参照】

## 第15節 避難・救出計画

### 第1 基本方針

- 1 市は、震災発生時において、市民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ効率的・効果的に防災活動を行うことを目的に、避難指示及び屋内安全確保の指示（以下本節中「避難指示等」という。）を行う。
- 2 市は、避難行動要支援者その他の特に避難行動に時間要する者に対して、避難指示等を迅速・確実に伝達する体制整備を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 3 市及び救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 4 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。
- 5 市は、避難指示等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。

### 第2 実施機関

- 1 避難指示等  
【本編・第3章・第15節・第2・1 参照】
- 2 警戒区域の設定  
【本編・第3章・第15節・第2・2 参照】
- 3 救出  
【本編・第3章・第15節・第2・3 参照】
- 4 指定避難所の設置及び運営  
【本編・第3章・第15節・第2・4 参照】

### 第3 実施要領

- 1 避難指示等
  - (1) 避難指示等の発令基準及び報告
 

市本部長は、次の場合において避難指示等を発令する。

    - ① 津波避難の一般的基準
 

ア 津波注意報・津波警報・大津波警報のいずれが発表された場合で

あっても、危険な区域から一刻も早く避難する必要があることから、区域を定め避難指示等を発令するものとする。

宮古市における発令基準は当面、次のとおりとする。

#### (避難指示) の標準的発令基準)

種 別	巨大地震の場合の発表	避難指示の発令範囲
津波注意報		堤防又は海岸から海側の区域
津波警報	高い	東日本大震災による浸水端部から標高でプラス5mの範囲
大津波警報	巨大	

※県による浸水想定地域の公表前においては、東日本大震災による浸水地域と読み替えるものとする。

イ 震度4以上の地震を感じたとき、または、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から離れ、安全な場所に避難するよう指示することとする。

ウ その他、住民の生命及び身体を災害から守るために必要と認められるとき。

エ 市本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、近隣のより安全な建物への移動又は屋内安全確保を指示することができる。

オ 県は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域等について助言する。

#### ② 周知と避難指示等

地震に起因した火災が延焼火災に発展するなど、災害が拡大し避難を要する可能性があると見込まれるときは、当該地域の住民に対して災害の状況や避難方法等を周知した上で、避難に要する時間を勘案し、避難指示等を発令する。

#### ④ 避難指示等の時期及び報告

ア 市本部長及び警察官、海上保安官、自衛官等の避難指示等の発令者（以下、本節中「発令者」という。）は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、時期を失すことなく、避難指示等を行う。

イ 市本部長は、避難指示等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。

ウ 避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

#### (2) 避難指示等の内容

発令者は、次の内容を明示して、避難指示等を行う。

ア 発令者	エ 避難対象地域	カ 避難先
イ 避難指示等の日時	オ 避難対象者及び とするべき行動	キ 避難経路
ウ 避難指示等の理由		ク その他必要な事項

## (3) 避難指示等の周知

## ① 市民等への周知

ア 実施責任者は、避難指示等の内容を、防災行政無線をはじめ、ラジオ、テレビ、ラジオ（コミュニティーFMを含む。）携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに、市民等への周知徹底を図る。

また、海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。

イ 実施責任者は、災害の種別に応じた避難指示等の伝達文をあらかじめ作成しておく。

ウ 避難指示等の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者・障がい者・外国人・乳幼児・妊産婦等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。

エ 観光客、外国人等の市外からの来訪者に対する避難指示等の周知に当たっては、案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。

オ 遠地地震による津波発生等の緊急を要しない場合は、あらかじめ、警告を発し、住民等に避難のための準備をさせる。

カ 避難指示等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

災害の種類	種類及び内容					備考	
	鐘音	サイレン					
火災	(連点) ○-○-○-○-○	3秒 △	2秒 △	3秒 △	2秒 △	3秒 △	近火信号をもって避難信号とする。
水災	(連点) ○-○-○-○-○	3秒 △	2秒 △	3秒 △	2秒 △	3秒 △	水防法に基づく避難信号
津波	津波注意 (3点と2点の班打) ○-○-○ ○-○	10秒 △	2秒 △	10秒 △	2秒 △	10秒 △	予報警報標識規則に基づく、津波注意、津波、大津波予報標識をもって避難信号とする
	津波 (2点) ○-○ ○-○	5秒 △	6秒 △	5秒 △	6秒 △	5秒 △	
	大津波 (連点) ○-○-○-○-○	3秒 △	2秒 △	3秒 △	2秒 △	3秒 △	

## ② 関係機関相互の連絡

発令者は、避難指示等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

## (報告又は通知事項)

ア 避難指示等を行った者	エ 避難先
イ 避難対象地域	オ 避難指示等の発令時刻
ウ 避難指示等の理由	カ 避難者数

(法令に基づく報告又は通知義務)

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法命令
市本部長	県本部長	災害対策基本法第60条第4項
水防管理者	宮古警察署長	水防法第29条
警察官、海上保安官	市本部長	災害対策基本法第61条第3項
自衛官	防衛庁長官の指定する者	自衛隊法第94条第1項

#### (4) 避難の方法

- ① 住民は、津波警報の発表及び各種災害の発生等により、市本部長から避難指示等が出された場合は、直ちに付近の高台又は資料1-3-15-1に定める避難場所に避難する。
- ② 避難の手段は、原則として徒歩とする。
- ③ 車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限る。
- ④ 自転車、原動機付自転車、自動二輪車等については、道路の混乱を大幅に助長するものではなく、迅速な避難や車両渋滞の緩和につながることから、避難の手段として奨励する。
- ⑤ 避難は、できるだけ、事業所、学校又は自主防災組織を中心とした、一定の地域、事業所単位ごとに、予め定めた避難計画に基づき、地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。

#### (5) 避難の誘導

- ① 市民は、自らの避難場所、避難所を知っておくこととし、避難経路を定めておかなければならぬ。
- ② 市本部長は、あらかじめ、避難行動要支援者、特に、自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮し、また、外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、適切な対応を実施する。これと同時に、災害時要援護者が自ら、避難場所、避難所、避難経路の把握に努めるものとする。
- ③ 消防団、自主防災組織、施設又は事業所の自衛消防組織等は、あらかじめ定めた避難計画及び市本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。
- ④ 市は、避難行動要支援者の避難に当たっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。
- ⑤ 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。ただし、消防団員等は、消防団活動マニュアルに従い、津波到達予測時刻の10分前までに高台等に避難が完了しているものとする。
  - ア 学校、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設等の児童、生徒、患

者、入所者等の避難

イ 在宅の高齢者、障がい者等の避難

⑥ 危機管理監は、避難者の誘導、輸送等に当たって、自衛隊の援助が必要と認められる場合は、その旨を市本部長に報告する。

⑦ 市本部長は、自衛隊の援助が必要と認められる場合は、第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊に対する災害派遣要請を行う。

#### (6) 避難者の確認等

市本部員、消防団員、民生委員等は、津波が襲来するおそれがあるなど危険な場合を除き、それぞれが連携・分担しながら、避難所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。なお、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の老人、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難に当たり、他人の介護を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

##### ① 避難場所・避難所

ア 避難した住民等の確認

イ 特に、自力避難が困難な避難行動要支援者の安否の確認

##### ② 避難対象地域

ア 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認

イ 避難が遅れた者等の避難誘導、救出

#### (7) 避難経路の確保

避難場所に通じる道路には、誘導標識等を設置するとともに、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、冬期においては除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるなど、安全性を確保する。

#### (8) 避難に関する広報活動

市本部長は、次の事項及び防災意識の啓発について、あらゆる機会を通じて常に住民等に対し周知徹底を図る。

ア 避難指示等の伝達方法	ウ 避難所等
イ 避難の方法	

#### (9) 学校、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設等の避難計画

① 学校、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設、事業所など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を策定する。

② 施設の管理者は、市、消防機関、警察機関等と密接な連携をとり、災害に対処する体制を常に確立し、居住者、勤務者に周知させるとともに、出入者の避難のための行動を円滑、迅速に行わせるように措置する。

#### (10) 避難支援従事者の安全確保

市本部長は、あらかじめ定めた避難計画、活動マニュアル等に従い、避

難支援従事者の安全の確保を図る。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

- ① 市長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定される規模の地震が発生したと判断したときは、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域（資料1-1-6-1）を警戒区域に設定し、避難指示の対象とする。
- ② 市本部長及び警察官、海上保安官、自衛官等の警戒区域の設定権者（以下、本節中「設定権者」という。）は、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

ア 警戒区域設定を行った者	エ 警戒区域設定の地域
イ 警戒区域設定の日時	オ その他必要な事項
ウ 警戒区域設定の理由	

- ③ 設定権者は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

### (2) 警戒区域設定の周知

#### ① 市民等への周知

実施責任者は、警戒区域設定の内容を、防災行政無線をはじめ、ラジオ、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用により、市民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等により現地に警戒区域を明示する。

#### ② 関係機関相互の連絡

実施責任者は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

#### （報告又は通知事項）

ア 警戒区域設定を行った者	ウ 警戒区域設定の発令時刻
イ 警戒区域設定の理由	エ 警戒区域設定の地域

#### （法令に基づく報告又は通知義務）

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
市本部長	県本部長	災害対策基本法第63条第1項
警察官、海上保安官	市本部長	災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	市本部長	災害対策基本法第63条第3項
県本部長	市本部長	災害対策基本法施行令第30条第3項

## 3 救出

【本編・第3章・第15節・第3・3 参照】

4 指定避難所の設置、運営

【本編・第3章・第15節・第3・4 参照】

5 避難所以外の在宅避難者に対する支援

【本編・第3章・第15節・第3・5 参照】

6 市民等に対する情報等の提供体制

【本編・第3章・第15節・第3・6 参照】

7 広域避難

【本編・第3章・第15節・第3・7 参照】

8 広域一時滞在

【本編・第3章・第15節・第3・8 参照】

## 第16節 医療・保健計画

### 第1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMA T」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもとに、迅速かつ適切な医療活動を行う。  
県は、岩手DMA T等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。
- 2 多数の傷病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院の防災能力の向上を図る。
- 3 効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 4 精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下、本節中「岩手D P A T」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。
- 5 被災者的心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 6 必要に応じて、県本部長に対し、ヘリコプターによる傷病者の搬送を依頼する。
- 7 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。
- 8 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の応援要請を行う。
- 9 県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努める。
- 10 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

### 第2 実施機関

【本編・第3章・第16節・第2 参照】

### 第3 初動医療体制

---

1 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師会班の編成

【本編・第3章・第16節・第3・1 参照】

2 現場医療救護所及び救護所の設置

【本編・第3章・第16節・第3・2 参照】

3 医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師会班及びD M A T の活動

【本編・第3章・第16節・第3・3 参照】

4 岩手D P A T の活動

【本編・第3章・第16節・第3・4 参照】

5 医薬品及び医療資機材の調達

【本編・第3章・第16節・第3・5 参照】

### 第4 後方医療活動

---

1 災害拠点病院の活動

【本編・第3章・第16節・第4・1 参照】

2 医療機関の防災能力の向上

【本編・第3章・第16節・第4・2 参照】

3 災害拠点病院以外の医療機関の活動

【本編・第3章・第16節・第4・3 参照】

### 第5 傷病者の搬送体制

---

1 傷病者の搬送の手続

【本編・第3章・第16節・第5・1 参照】

2 傷病者の搬送体制の整備

【本編・第3章・第16節・第5・2 参照】

## 第6 個別疾患への対応体制

【本編・第3章・第16節・第6 参照】

## 第7 健康管理活動の実施

【本編・第3章・第16節・第7 参照】

## 第8 災害救助法が適用された場合の医療、助産

【本編・第3章・第16節・第8 参照】

## 第9 愛玩動物の救護対策

【本編・第3章・第16節・第9 参照】

医療・精神医療・保健活動の情報連絡系統図

【本編・第3章・第16節・図 参照】

## 第17節 食料・生活必需品等供給計画

### 第1 基本方針

- 1 震災時において、被災者に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資（以下本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られるよう体制の整備等により、物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。
- 3 市及び防災関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。

### 第2 実施機関

【本編・第3章・第17節・第2 参照】

### 第3 実施要領

- 1 物資の支給対象者

【本編・第3章・第17節・第3・1 参照】

- 2 物資の種類

【本編・第3章・第17節・第3・2 参照】

- 3 物資の確保

【本編・第3章・第17節・第3・3 参照】

- 4 物資の輸送及び保管

【本編・第3章・第17節・第3・4 参照】

- 5 物資の支給等

【本編・第3章・第17節・第3・5 参照】

- 6 物資の需給調整

【本編・第3章・第17節・第3・6 参照】

- 7 災害救助法が適用された場合の物資の給与又は貸与

【本編・第3章・第17節・第3・7 参照】

## 第18節 給水計画

### 第1 基本方針

震災時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

### 第2 実施機関

【本編・第3章・第18節・第2 参照】

### 第3 実施要領

#### 1 給水

【本編・第3章・第18節・第3・1 参照】

#### 2 応急給水用資機材の調達

【本編・第3章・第18節・第3・2 参照】

#### 3 給水の方法

【本編・第3章・第18節・第3・3 参照】

#### 4 水道施設被害汚染対策

【本編・第3章・第18節・第3・4 参照】

#### 5 県等に対する応援要請及び自衛隊に対する災害派遣要請

【本編・第3章・第18節・第3・5 参照】

#### 6 災害救助法が適用された場合の飲料水の供給

【本編・第3章・第18節・第3・6 参照】

## 第19節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

### 第1 基本方針

- 1 震災により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 震災により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。
- 4 被災建築物による二次災害を防止するため、建築物の危険度を判定し、その判定結果を表示する。
- 5 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とする。

### 第2 実施機関

【本編・第3章・第19節・第2 参照】

### 第3 実施要領

- 1 応急仮設住宅の供与  
【本編・第3章・第19節・第3・1 参照】
- 2 住宅の応急修理  
【本編・第3章・第19節・第3・2 参照】
- 3 公営住宅への入居のあっせん  
【本編・第3章・第19節・第3・3 参照】
- 4 被災者に対する住宅情報の提供  
【本編・第3章・第19節・第3・4 参照】
- 5 被災建築物の応急危険度判定  
【本編・第3章・第19節・第3・5 参照】
- 6 被災宅地の危険度判定  
【本編・第3章・第19節・第3・6 参照】

## 第20節 感染症予防計画

### 第1 基本方針

被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じる。

### 第2 実施機関

【本編・第3章・第20節・第2 参照】

### 第3 実施要領

#### 1 感染症予防活動の実施体制

【本編・第3章・第20節・第3・1 参照】

#### 2 感染症予防用資機材の調達

【本編・第3章・第20節・第3・2 参照】

#### 3 感染症情報の収集及び広報

【本編・第3章・第20節・第3・3 参照】

#### 4 感染症予防活動の実施

【本編・第3章・第20節・第3・4 参照】

#### 5 実施方法

【本編・第3章・第20節・第3・5 参照】

## 第21節 廃棄物処理・障害物除去計画

### 第1 基本方針

- 1 震災によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の市町村等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川、港湾、漁港等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関間の連携を図る。

### 第2 実施機関

【本編・第3章・第21節・第2 参照】

### 第3 実施要領

- 1 廃棄物処理  
【本編・第3章・第21節・第3・1 参照】
- 2 し尿処理  
【本編・第3章・第21節・第3・2 参照】
- 3 障害物除去  
【本編・第3章・第21節・第3・3 参照】
- 4 建築物等の解体等による石綿の飛散防止  
【本編・第3章・第21節・第3・4 参照】

## 第22節 行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

### 第1 基本方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

### 第2 実施機関

【本編・第3章・第22節・第2 参照】

### 第3 実施要領

1 行方不明者及び遺体の搜索

【本編・第3章・第22節・第3・1 参照】

2 遺体の収容

【本編・第3章・第22節・第3・2 参照】

3 身元不明遺体への対応

【本編・第3章・第22節・第3・3 参照】

4 遺体の処理

【本編・第3章・第22節・第3・4 参照】

5 遺体の埋葬

【本編・第3章・第22節・第3・5 参照】

6 県等に対する応援要請及び自衛隊に対する災害派遣要請

【本編・第3章・第22節・第3・6 参照】

7 災害救助法が適用された場合の死体の搜索、処理及び埋葬

【本編・第3章・第22節・第3・7 参照】

## 第23節 応急対策要員確保計画

### 第1 基本方針

震災時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

### 第2 実施機関

【本編・第3章・第23節・第2 参照】

### 第3 実施要領

#### 1 要員の確保

【本編・第3章・第23節・第3・1 参照】

#### 2 確保の方法

【本編・第3章・第23節・第3・2 参照】

#### 3 要員の従事命令等

【本編・第3章・第23節・第3・3 参照】

#### 4 防災関係機関相互の要員の調整

【本編・第3章・第23節・第3・4 参照】

#### 5 災害救助法が適用された場合の要員の確保

【本編・第3章・第23節・第3・5 参照】

## 第24節 文教対策計画

### 第1 基本方針

- 1 震災により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 震災により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

### 第2 実施機関

【本編・第3章・第24節・第2 参照】

### 第3 実施要領

- 1 学校施設の対策

【本編・第3章・第24節・第3・1 参照】

- 2 教職員の確保

【本編・第3章・第24節・第3・2 参照】

- 3 応急教育の留意事項

【本編・第3章・第24節・第3・3 参照】

- 4 学用品等の給与

【本編・第3章・第24節・第3・4 参照】

- 5 学校納付金等の減免

【本編・第3章・第24節・第3・5 参照】

- 6 学校給食の応急対策

【本編・第3章・第24節・第3・6 参照】

- 7 学校保健安全対策

【本編・第3章・第24節・第3・7 参照】

- 8 その他文教関係の対策

【本編・第3章・第24節・第3・8 参照】

- 9 被災児童、生徒の受入れ

【本編・第3章・第24節・第3・9 参照】

## 第25節 公共土木施設応急対策計画

### 第1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、砂防等施設、港湾施設、漁港施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

### 第2 実施機関

1 道路施設

【本編・第3章・第26節・第2・1 参照】

2 河川管理施設

【本編・第3章・第26節・第2・2 参照】

3 海岸保全施設

【本編・第3章・第26節・第2・3 参照】

4 砂防等施設

【本編・第3章・第26節・第2・4 参照】

5 港湾施設・漁港施設

【本編・第3章・第26節・第2・5 参照】

6 鉄道施設

【本編・第3章・第26節・第2・6 参照】

### 第3 実施要領

1 共通事項

【本編・第3章・第26節・第3・1 参照】

2 個別事項

【本編・第3章・第26節・第3・2 参照】

## 第26節 ライフライン施設応急対策計画

### 第1 基本方針

- 1 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。
- 2 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者等は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的応援体制の整備に努める。
- 3 市は、その収集した航空写真・画像、地図情報等について、被害状況の早期把握のため、ライフライン施設の事業者等の要望に応じて、GIS の活用による情報提供に努める。
- 4 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路の生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

### 第2 実施機関

- 1 電力施設  
【本編・第3章・第27節・第2・1 参照】
- 2 ガス施設  
【本編・第3章・第27節・第2・2 参照】
- 3 上下水道施設  
【本編・第3章・第27節・第2・3 参照】
- 4 電気通信施設  
【本編・第3章・第27節・第2・4 参照】

### 第3 実施要領

- 1 電力施設  
【本編・第3章・第27節・第3・1 参照】
- 2 ガス施設  
【本編・第3章・第27節・第3・2 参照】

3 上水道施設

【本編・第3章・第27節・第3・3 参照】

4 下水道施設

【本編・第3章・第27節・第3・4 参照】

5 電気通信施設

【本編・第3章・第27節・第3・5 参照】

## 第27節 危険物施設等応急対策計画

第1 基本方針

- 1 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
  - 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を県本部長に依頼する。

## 第2 石油類等危險物

- ## 1 実施機関 【本編・第3章・第28節・第2・1 参照】

- ## 2 實施要領 【本編・第3章・第28節・第2・2 參照】

### 第3 火薬類

- ## 1 実施機関 【本編・第3章・第28節・第3・1 参照】

- ## 2 実施要領 【本編・第3章・第28節・第3・2 参照】

## 第4 高圧ガス

- 1 実施機関  
【本編・第3章・第28節・第4・1 参照】

- ## 2 實施要領

【本編・第3章・第28節・第4・2 參照】

## 第5 毒物・劇物

- 1 実施機関  
【本編・第3章・第28節・第5・1 参照】
  - 2 実施要領  
【本編・第3章・第28節・第5・2 参照】

## 第28節 防災ヘリコプター応援要請計画

### 第1 基本方針

- 1 県は、震災時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動等を実施する。
- 2 市本部長及び消防機関の長は、防災ヘリコプターの派遣が決定された場合は、その受入れ体制を整備するとともに、応急対策活動に対する支援を行う。

### 第2 実施機関

【本編・第3章・第32節・第2 参照】

### 第3 実施要領

- 1 活動体制

【本編・第3章・第32節・第3・1 参照】

- 2 活動要件

【本編・第3章・第32節・第3・2 参照】

- 3 活動内容

【本編・第3章・第32節・第3・3 参照】

- 4 応援要請

【本編・第3章・第32節・第3・4 参照】

- 5 受入体制

【本編・第3章・第32節・第3・5 参照】

## 第4章 災害復旧・復興計画

### 第1節 公共施設の災害復旧計画

#### 第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害の発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

#### 第2 災害復旧事業計画

【本編・第4章・第1節・第2 参照】

#### 第3 激甚災害の指定

【本編・第4章・第1節・第3 参照】

#### 第4 緊急災害査定の促進

【本編・第4章・第1節・第4 参照】

#### 第5 緊急融資等の確保

【本編・第4章・第1節・第5 参照】

## 第2節 生活の安定確保計画

### 第1 基本方針

災害により被害を受けた市民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、市民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

### 第2 担当課

【本編・第4章・第2節・第2 参照】

### 第3 生活相談

【本編・第4章・第2節・第3 参照】

### 第4 被災者台帳の作成

【本編・第4章・第2節・第4 参照】

### 第5 罹災証明の交付

【本編・第4章・第2節・第5 参照】

### 第6 住宅金融支援機構融資のあっせん

#### 1 災害復興住宅資金

【本編・第4章・第2節・第6・1 参照】

#### 2 災害特別貸付金

【本編・第4章・第2節・第6・2 参照】

### 第7 農林漁業制度金融の確保

【本編・第4章・第2節・第7 参照】

### 第8 中小企業融資の確保

【本編・第4章・第2節・第8 参照】

## 第9 り災者の恒久的生活の確保

り災者の住居並びに職業を確保し、生活の安定を図るため、市は次の措置を講ずる。

### 1 公営住宅の建設

【本編・第4章・第2節・第9・1 参照】

### 2 生活保護

【本編・第4章・第2節・第9・2 参照】

### 3 災害弔慰金等の支給

【本編・第4章・第2節・第9・3 参照】

### 4 被災者生活再建支援制度の活用

【本編・第4章・第2節・第9・4 参照】

### 5 租税の徴収猶予及び減免等

【本編・第4章・第2節・第9・5 参照】

### 6 住宅資金等の貸付け

【本編・第4章・第2節・第9・6 参照】

## 第3節 復興計画の作成

### 第1 基本方針

市は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

### 第2 復興方針・計画の作成

#### 1 計画作成組織の整備

【本編・第4章・第3節・第2・1 参照】

#### 2 計画策定の目標

【本編・第4章・第3節・第2・2 参照】

#### 3 復興計画の作成

【本編・第4章・第3節・第2・3 参照】

#### 4 復興計画策定マニュアル

【本編・第4章・第3節・第2・4 参照】

### 第3 復興事業の実施

【本編・第4章・第3節・第3 参照】

### 第4 災害記録編纂計画

【本編・第4章・第3節・第4 参照】

## 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

### 第1節 総則

#### 第1 推進計画の目的

この計画は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項、その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

#### 第2 推進地域

法第3条の規定に基づき指定された本県の推進地域の区域は、次のとおりである。（令和4年10月3日内閣府告示第99号）

盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、紫波郡紫波町、同郡矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畠村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町の区域

#### 第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第3節「防災関係機関の責務及び業務の大綱」に定めるところによる。

## 第2節 災害対策本部等の設置等

### 第1 災害対策本部等の設置

市は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定される規模の地震（以下「地震」という。）による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、宮古市災害警戒本部又は宮古市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

### 第2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、宮古市災害対策本部条例及び宮古市災害対策本部規程に定めるところによるものとし、その活動体制計画については、第3章第1節「活動体制計画」に定めるところによる。

### 第3 市の職員の動員配備体制

通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案するとともに、各配備体制の対象となる職員は、市内で震度5強以上を観測する地震が発生し、又は津波警報若しくは大津波警報が発表された場合においては、地震発生後の情報等の収集に積極的に努めるとともに、配備指令を待たずに、直ちに自主参集することとする。

配備体制、動員の方法及び参集場所等の職員の参集計画は、第3章第1節「活動体制計画」に定めるところによる。

## 第3節 地震発生時の応急対策等

### 第1 地震発生時の応急対策

#### 1 情報の収集・伝達

##### (1) 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達における役割並びに地震・津波や被害情報の収集・伝達については、第3章第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところによるが、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあるため、下記について留意する。

ア 市その他の防災関係機関は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。その際、当該地震が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害となる可能性を考慮し、その規模を把握するための情報を収集するよう留意するとともに、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めるものとする。

イ 指定公共機関、指定地方行政機関は、災害情報を収集することとする。その際、当該災害が国の総合的な災害対策を実施する必要がある大規模災害であると認められるときは、特にその規模の把握のため必要な情報の収集に努めるものとする。

##### (2) 避難のための指示

###### 【地震全般】

ア 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認められる地域の住民に対し避難の指示をすることとする。

また、市長は、避難のための立ち退きを指示し、又は立ち退き先を指示したときは、すみやかにその旨を知事に報告するものとする。

イ 知事は、災害が発生した場合において、当該災害の発生により市長が、避難のための立ち退きの指示ができなくなったときは、市長に代わって実施するものとする。

ウ 警察官又は海上保安官

① 市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があったときは、住民等に対して避難のための立ち退きを指示することとする。この場合、避難のための立ち退きを指示した旨を市長に通知することとする。

② 警察官又は海上保安官は、災害により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

エ 災害派遣を命ぜられた自衛官

災害により危険な事態が発生し、警察官又は海上保安官がその場にいないときで特に急を要する場合は、危害のおそれのある者を避難させるものとする。

###### 【津波】

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市長は、必要と

認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から離れ、安全な場所に避難するよう指示することとする。

イ 地震発生後、津波警報等が発せられたときには、市長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から離れ、安全な場所に避難するよう指示することとする。

【本編・第3章・第15節 参照】

(3) 避難方法・避難誘導等

【本編・第3章・第15節 参照】

2 施設の緊急点検・巡視等

市は、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び指定緊急避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

その活動については、第3章第1節「活動体制計画」、同章第9節「津波・浸水対策計画」に定めるところによる。

3 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講じるものとする。

4 救助・救急・消火・医療活動

市及び関係機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、県、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。

その活動については、第3章第8節「消防活動計画」、第16節「医療・保健計画」に定めるところによる。

5 物資調達

物資調達については、第3章第17節「食料、生活必需品等供給計画」に定めるところによるが、次の事項にも配慮する。

(1) 市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給の要請を行う。

6 輸送活動

市及びその他の防災関係機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、県、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。その活動については、第3章第7節「交通確保・輸送計画」に定めるところによる。

7 保健衛生・感染症予防活動

市及び関係機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、県、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。

その活動については、第3章第16節「医療・保健計画」及び同章第20節「感染症予防計画」に定めるところによる。

## 第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

(1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

(2) 市は、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）

及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等が不足する場合には県に対して供給の要請を行う。

その活動については、第2章第9節「防災施設等整備計画」、第3章第10節「相互応援協力計画」に定めるところによる。

2 人員の配備

市は、人員の配備状況を県に報告する。

3 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、市計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

### 第3 他機関に対する応援要請

---

1 県、他の市町村への応援要請

第3章第10節「相互応援協力計画」に定めるところによる。

2 自衛隊への派遣要請

第3章第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

3 広域的な災害対応体制の整備

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、北海道から東北に至る広域な地域に被害が発生する可能性があるため、災害発生時に近接道県からの応援を求めるることは困難であるため、県や他の市町村と協議し、広域的な災害対応体制の整備に努める。

なお、その際には、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策についても考慮する。

## 第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

### 第1 津波からの防護のための施設の整備等

#### 1 整備方針

- (1) 河川、海岸管理者は、津波被害のおそれのある地域において、水門等の遠隔操作化、防潮堤・堤防の補強等必要な施設整備を推進することとし、その整備方針及び計画は第2章第14節「津波災害予防計画」に定めるところによる。
- (2) 河川、海岸管理者は、河川・海岸水門管理要綱等により、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確認等、施設管理の徹底を行うこととする。
- (3) 河川、海岸管理者は、地震が発生し津波による被害が生じる恐れのある場合は、河川・海岸水門管理要綱等により、水門及び閘門を閉鎖するものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (4) 市は、津波により孤立が懸念される地域の港湾、漁港等の整備を行うこととし、その整備方針及び計画については、第2章第9節「防災施設等整備計画」、同章第14節「津波災害予防計画」に定めるところによる。
- (5) 市は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、避難計画の策定や防災行政無線の整備等を行うこととし、その整備等の方針及び計画については、第2章第4節「避難対策計画」、同章第5節「通信確保計画」に定めるところによる。

### 第2 津波に関する情報の伝達

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は第3節第1の1のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。

- (1) 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、公私の団体(以下「居住者等」という。)及び、観光客、釣り客やドライバー等(以下「観光客等」という。)並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること等に配慮すること。
- (2) 船舶に対する津波警報等の伝達及び陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置
- (3) 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

### 第3 避難対策等

#### 1 地震発時において津波による避難の指示の対象となる地区は、別紙1から別紙3のとおりである。

なお、市は別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行

うものとする。

- 2 市は1に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図るものとする。
  - (1) 地区の範囲
  - (2) 想定される危険の範囲
  - (3) 指定緊急避難場所
  - (4) 指定緊急避難場所に至る経路
  - (5) 避難の指示の伝達方法
  - (6) 指定緊急避難場所にある設備、物資等及び指定緊急避難場所において行われる救護の措置等
  - (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
- 3 市は、指定緊急避難場所を開設した場合は、当該指定緊急避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとし、その計画については第3章第15節「避難・救出計画」に定めるところによる。
- 4 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び久慈市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- 5 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
  - (1) 市は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難に当たり、他人の介護を要する要配慮者的人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。
  - (2) 津波の発生のおそれにより、市長より避難の指示が行われたときは、(1)に掲げる者の指定緊急避難場所までの介護及び担送は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
  - (3) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を受入れる施設のうち自らが管理するものについて、避難者等に対し必要な救護を行うものとする。
- 6 市はあらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。
- 7 市は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講じるものとする。
- 8 指定緊急避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。
  - (1) 市が指定緊急避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
    - ア 収容施設への受入れ
    - イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
    - ウ その他必要な措置
  - (2) 市は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
    - ア 流通在庫の引渡し等の要請

イ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請  
ウ その他必要な措置

- 9 市は、居住者等が「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波来襲時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、津波避難に関する意識啓発の方策を実施する。

#### 第4 消防機関等の活動

- 1 市は、第3章第8節「消防活動計画」、同章第9節「津波・浸水対策計画」に基づき、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
  - (2) 津波からの避難誘導
  - (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
  - (4) 救助・救急
  - (5) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
  - (6) 所管区内の監視、警戒及び水防施設の管理者へ連絡通知
  - (7) 水門・閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
  - (8) 水防資機材の点検、整備、配備等
- 2 1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、宮古地区消防本部が定める消防計画及び市水防計画に定めるところによる。

#### 第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

水道、電気、ガス、通信、放送関係等事業者が実施する必要な措置は、第2章第12節「ライフライン施設等安全確保計画」、第3章第6節「広報広聴計画」、同章第26節「ライフライン施設応急対策計画」に定めるところとするが、次の事項にも配慮する。

- 1 水道
- 水道事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。
- 2 電気
- (1) 電気事業の管理者等については、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電源供給早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。
  - (2) 指定公共機関東北電力ネットワーク株式会社岩手支社が行う措置は、別に定めるところによる。
- 3 ガス
- (1) ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガ

スポンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

- (2) 指定地方公共機関一般社団法人岩手県高圧ガス保安協会が行う措置は、別に定めるところによる。

#### 4 通信

- (1) 電気通信事業者、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。
- (2) 指定公共機関東日本電信電話株式会社等が行う措置は、別に定めるところによる。

#### 5 放送

- (1) 放送事業者は、放送が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であるため、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めることとする。
- (2) 放送事業者は、県、市町村、その他の防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、指定緊急避難場所に関する情報、津波に関する情報等住民の円滑な避難に必要な情報提供に努めるよう留意する。
- (3) 指定公共機関日本放送協会盛岡放送局が行う措置は、別に定めるところによる。
- (4) 指定地方公共機関である株式会社IBC岩手放送、株式会社テレビ岩手、株式会社岩手めんこいテレビ、株式会社岩手朝日テレビ、株式会社エフエム岩手が行う措置は、別に定めるところによる。

### 第6 交通対策

#### 1 道路

市、県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について交通規制の内容を定めるとともに事前の周知措置を講じることとする。

道路管理者は、情報板等により津波に関する情報や地震被害による通行規制情報の提供に努めることとし、避難所へのアクセス道路等について、除雪、防雪、凍雪害防止のための必要な措置について考慮する。

その活動については、第3章第7節「交通確保・輸送計画」に定めるところによる。

#### 2 海上

第二管区海上保安本部（八戸海上保安部）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を考慮するとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じることとし、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について航路障害物が認められる場合は、応急的な除去作業を行うよう努める。

その活動については、第3章第7節「交通確保・輸送計画」、同章第25節「公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画」に定めるところによる。

#### 3 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波により運行に支障が生じた場合等における運行の停止、その他運行上の措置を考慮するものとする。

その活動については、第3章第25節「公共土木施設応急対策計画」に定

めるところによる。

#### 4 乗客等の避難誘導

- (1) 一般旅客運送に関する事業者は、県、市と連携して、列車、船舶等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。
- (2) 一般旅客運送に関する事業者は、県、市と連携して避難路について除雪、消雪、凍雪害防止のための必要な措置について考慮する。

### 第7 市が管理又は運営する施設に関する対策

#### 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、診療所、学校等の管理上の措置は、施設ごとに消防計画等に定めるところであるが、概ね次のとおりである。

##### (1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

##### (2) 個別事項

- ア 療養所、診療所等は、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を講じる。
- イ 学校、職業訓練校等にあっては、
  - 当該学校が、本市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置を講じる。
  - 当該学校に保護を必要とする生徒がいる場合（例えば特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置を講じる。
- ウ 社会福祉施設にあっては重度障がい者、高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のため必要な措置を講じる。
- エ 施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報又は津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達するための必要な措置を講じる。

#### 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

##### (1) 災害対策本部又は災害対策本部を構成する各部がおかれる庁舎等の管理者は1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2) 市計画に定める指定緊急避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)に掲げる措置を講じるとともに、市が行う指定緊急避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。
- (3) 市は屋内避難に使用する建物の選定において県有施設の活用等をするときは、県に協力を要請するものとする。
- 3 工事中の建築等に対する措置  
地震による災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

## 第8 迅速な救助

- 1 市は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努めるものとする。消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制は、宮古地区消防本部が定める消防計画及び市水防計画に定めるところによる。
- 2 市は、県と協力して「緊急消防援助隊の応援等の養成等に関する要綱」に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。
- 3 市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。
- 4 市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

## 第5節 関係者との連携協力の確保に関する計画

### 第1 資機材、人員等の配備手配

- 1 被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため、広域的措置が必要なものは、第3章第10節「相互応援協力計画」に定めるところによる。
- 2 応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え締結した事前応援協定は、資料編「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」、「関係団体等との災害時における応援協定の締結状況」のとおりであり、必要に応じて応援等を求ることとする。

### 第2 物資の備蓄・調達

被害想定等を基に、必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法等は、第2章第7節「食料・生活必需品等の備蓄計画」に定めるところによる。

## 第6節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する計画

### 第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

#### 1 後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制は第3章第3節「津波警報・地震情報等の伝達計画」に定めるところによる。

#### 2 市町村の災害に関する会議等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第3章第1節「活動体制計画」に定めるところによる。

### 第2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

地域住民等に冷静な対応を呼び掛けるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について防災行政無線等により周知するものとする。

### 第3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

### 第4 市町村の取るべき措置

市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、市町村における日頃からの地震の備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

（後発地震に対して注意する措置）

- 1 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
- 2 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え
- 3 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
- 4 個々の病気・障害等に応じた薬、器具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

## 第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

### 第1 整備すべき施設

次の施設等の整備計画については、地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」に定めるところによる。

なお、市が所有する施設の耐震化対策を計画的かつ速やかに実施するとともに、災害時の拠点となる施設や主要な道路・港湾等の耐震診断・改修等の耐震化対策を特に推進する。

- (1) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- (2) 土砂災害防止施設
- (3) 津波防護施設
- (4) 避難場所
- (5) 避難経路
- (6) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防施設
- (7) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- (8) 通信施設の整備
- (9) 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備
- (10) その他事業

市及びその他防災関係機関は第5章第3節第1及び第4節第2に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。

通信施設の整備計画は次のとおりである。

ア 久慈市防災行政無線

イ その他の防災関係機関等の無線

石油コンビナート等特別防災区域に係る県、市及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。

ウ 市の事業

エ 特定事業所の事業

### 第2 整備方針

- (1) 市は、施設整備の年次計画に当たっては、防災効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。
- (2) 市は、施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に考慮する。

## 第8節 防災訓練計画

市は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、津波警報等又後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。訓練計画については、第2章第3節「防災訓練計画」に定めるところによる。

なお、訓練の実施時期について、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期等の実施について考慮する。

## 第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

### 1 市職員等に対する教育

市は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を実施する。

(職員等に対する教育に含むべき事項)

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (5) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

### 2 地域住民等に対する教育・広報

市は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。

(地域住民等に対する教育・広報に含むべき事項)

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品